明 治 南 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 改 修 工 事

【図面目次】

建築工事

A-00 表紙・目次
A-01 改修特記仕様書（１）
A-02 改修特記仕様書（２）
A-03 改修特記仕様書（３）
A-04 改修特記仕様書（４）
A-05 改修特記仕様書（５）
A-06 配置図・付近見取図
A-07 平面図
A-08 立面図（１）
A-09 立面図（２）
A-10 矩計図
A-11 天井伏図
A-12 屋根伏図
A-13 部分詳細図（１）
A-14 部分詳細図（２）
A-15 乗入部詳細図
A-16 仮設計画図（参考図）

電気設備工事

E-01 幹線設備配線図
E-02 電灯設備配線図
E-03 照明器具姿図

機械設備工事

M-01 空調設備平面図
M-02 給排水衛生設備・厨房設備平面図

株式会社 桜井建築設計事務所

〒329-0618 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目23番地3
TEL:0285(56)6705
FAX:0285(56)7872
E-mail:hsakurai@olive.ocn.ne.jp

明治南コミュニティセンター改修工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　栃木県河内郡上三川町大字多功字城ノ内1450-1

2．敷地面積　　1，733.28㎡

3．用途地域その他の地域　　市街化調整区域

4．工事種目

建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）
集会所	改修	木造平屋建	372.41	329.58

Ⅱ．建築工事仕様

1．　設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下「改修標仕」という。）による。また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「標仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年度版）」により、優先順位は次による。

(1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面及び設計書
(5) 改修標仕及び標仕

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び、「公共住宅改修工事共通仕様書（初版）」（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1) 質問回答書（(2)から(7)に対するもの）
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面及び設計書
(5) 改修標仕及び標仕
(6) 改修公住仕及び公住仕
(7) 機材の品質・性能基準（平成28年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）

2．特記仕様

(1) 項目名（又は章名）は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項で●印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。
●印の付いた仕様は全て適用する。
●印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
・印のみの仕様は適用しない。
(3) 特記事項に記載の（　.　.　）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(4) 特記事項に記載の（標仕　.　.　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(5) 特記事項に記載の（公住仕　.　.　）内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図又は表を示す。
(6) 製造所名は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。
また、（　　　）内は製品名を示す。
(7) [G]印は、「栃木県グリーン調達推進方針」の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等

◎ 建築工事標準詳細図　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版）
◎ 敷地調査共通仕様書　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和元年版）
◎ 工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成30年版）
◎ 建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領　　栃木県土木部技術管理課(平成14年12月)
◎ 建設工事時伴う騒音振動対策技術指針　　建設省大臣官房技術参事官通達(S62.3改正)
◎ 手すり先行工法に関するガイドライン　　厚生労働省　　（平成21年4月）

② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

（1.1.4）

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。
(1)工事受注時　　契約締結後10日以内
(2)登録内容の変更時　変更契約締結後10日以内
(3)工事完成時　　工事完成後10日以内
なお、変更登録は、工期、技術者及び工事請負代金等に変更が生じた場合に行う。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。

③ 発生材の処理等

[発生土]
◎ 構内指示の場所に敷均し　　・ 構外指示の場所にたい積
・ 構内指示の場所にたい積
たい積場所（　　　　　　）
・ 構外搬出適切処理

◎ 上記に指定されていないものは、改修標仕1.3.12及び「建設廃棄物処理指針」（平成13年6月制定）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

(1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。

(2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。

(3) 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。

(4) 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。

(5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。
なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

[発生土以外の発生材]
・ 引渡しを要するもの　　・有　名称（　　　）　・無
・ 特別管理型産業廃棄物　　・有　名称（　　　）　・無
処理方法（　　　　　）
◎ 再利用及び再資源化を図るもの　　・有　名称（ｺﾝｸﾘｰﾄがら、ｱｽﾌｧﾙﾄ）

4 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。

⑤ 実施工程表

概成工期の明記に努めること。　（1.2.1）

⑥ 品質計画

◎ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による　（1.2.2）
◎ 風速（Ｖo＝　30m/s　）
◎ 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ）
・ 積雪区分　建告示第1455号　別表（　　）

7 電気保安技術者

・ 要　　◎ 不要　（1.3.3）

8 条件明示項目

（1.3.5）

9 材料の検査に伴う試験

構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験は下記の機関による。
（1.4.5）
(1)（公財)とちぎ建設技術センター
(2) 足利大学
(3)（株)中研コンサルタント　栃木技術センター
(4) 栃木県中央生コンクリート協同組合 栃木県生コンクリート技術センター

⑩ 建築材料

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとしJIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の項目を満たすものとする。

(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は、免許等を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。

また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。

なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料等評価名簿」（以下、「評価名簿」という。）に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

⑪ 合法木材の確認

（1.4.2）
製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書を監督職員に提出する。

⑫ 再生骨材の品質確保について

本工事に再生骨材を利用する場合は、「再生クラッシャーランの品質確保に関する当面の措置について」(平成15年9月16日栃木県県土整備部技術管理課)により、現場搬入時に目視確認を行い、「再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。

13 ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」という。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に、受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

⑭ 化学物質を発散する建築材料等

（1.6.9）
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。

(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。

(3) 接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

規制対象外
ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品
イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
ウ 下記表示のあるＪＡＳ規格品
(ｱ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用
(ｲ) 接着剤等不使用
(ｳ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない材料使用
(ｴ) ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料等使用
(ｵ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料使用
(ｶ) 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散させない塗料等使用
第三種
ア ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品
イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品
ウ 旧ＪＩＳのＥｏ品
エ 旧ＪＡＳのＦｃｏ品

⑮ 特別な材料の工法

改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

⑯ 施工数量調査

調査範囲及び調査方法　　㊀図示　（1.5.2）
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　　・図示　（1.5.3）

17 技能士

（1.6.2）

適用工事種別	技能検定の種別
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水加工作業 ・セメント系防水工事作業　・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業　・ﾀｲﾙ張り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	・ビル用サッシ施工作業　・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業　・左官作業　・壁装作業 ・大工工事作業　・ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	・建築塗装作業
耐震改修工事	・構造物鉄工作業　・型枠工事作業 ・とび作業　・鉄筋組立作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業
ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
石工事	・石張り作業
植栽工事	・造園工事作業

18 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。

（1.6.9）
採取方法　　◎パッシブ型　　・アクティブ型
着工前の測定　　◎行わない　　・行う
測定対象室　　・図示　　・
測定箇所数　　・図示　　・
（住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上）
報告の様式等については監督職員の指示による

⑲ 完成図等

◎作成する　　・作成しない　（1.8.2）

◎完成図　◎製本　提出部数　◎2部　・　部　複写2つ折り製本
・ＣＤ－Ｒ　提出部数　（　）部
◎施工計画書等　提出部数　◎2部　・　部
◎施工図　提出部数　◎2部　・　部
◎保全に関する資料　提出部数　◎2部　・　部

⑳ 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

㉑ 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

分類・規格	提出部数	画素数、画質等
・カラーキャビネ判	◎2	◎ 428万画素以上
・アルバム綴じ（黒表紙金文字入り）		
・べた焼き（他に外観正面1ｶｯﾄ5枚(ｶﾗｰｷｬﾋﾞﾈ版)提出		
・カラーパネル 324×400mm	◎3	
◎電子データ	◎2	◎ 428万画素以上 ◎ 350dpi以上

電子データはJPEG形式としCD-Rにて提出する。
撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。

㉒ 他工事との取合い

別表 − 1 によるが、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

㉓ 設計GL

監督職員の指示による

㉔ 調査・試験に対する協力

(1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

(2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

㉕ 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち1以上に加入する。

契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員にすみやかに提出する。

㉖ 下請負人の選定及び工事材料の選定

◎ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

◎ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

㉗ 電子納品

◎ 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第10版）」とする
設計CADﾃﾞｰﾀの貸与　・無し　◎有り（著作者名　◎設計者　・その他（　　））
◎ 貸与するCADﾃﾞｰﾀを該当工事における施工図又は完成図の作成のため以外には使用してはならない。

書面における署名及び捺印の取り扱い　◎監督職員との協議による

㉘ 交通安全管理

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成18年11月30日栃木県公安委員会告示第72号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

㉙ 環境対策

(1) 騒音・振動対策
受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 排出ガス対策
受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に揚げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第246号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(3) グリーン購入法
受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

㉚ 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

㉛ 不正軽油使用の防止対策

(1) 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。

(2) 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

㉜ 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
(1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

(5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

(7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(8) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(9) (1)～(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

㉝ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 栃木県が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

㉞ 工事の一時中止

(1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

工　事　名　称	明治南コミュニティセンター改修工事		
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（１）	図　面　番　号	
設　計　年　月　日	令和３年　８月２４日	A-01	
設　計　者	一級建築士（第104800号） 櫻井　英男		
発　注　者	株式会社桜井建築設計事務所		

章	項目	特記事項

② 仮設工事

1 監理事務所

・設ける　◎ 設けない　(2.4.1)

監理事務所の規模　備品（　）

・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度

② 工事用水

構内既存の施設　・利用できない　◎ 利用できる　（◎ 有償　・無償）

③ 工事用電力

構内既存の施設　◎ 利用できない　・利用できる　（◎ 有償　・無償）

④ 足場その他

内部足場　(・)設置する（◎脚立、足場板等　◎枠組本足場）　・設置しない

外部足場　(・)設置する　・設置しない

手すり先行足場　(2.2.1)

◎ 適用する　・適用しない

足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業時及び使用時には、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお、これにより難い場合は監督職員と協議すること。

防護シートによる養生　◎ 行う　・行わない

材料、撤去材等の運搬　・A種　◎ B種　・C種　・D種　・E種

⑤ 養生

既存部分の養生　◎ ビニールシート等　・合板等　(2.3.1)

既存家具等の養生　◎ ビニールシート等

固定家具等の移動　◎ 行わない　・行う（図示）

6 仮設間仕切

仮設間仕切り等の種別　(2.3.2)

種別	下地	仕上材（厚さmm）	充填材（厚さmm）	塗装
・A種	◎軽量鉄骨	・合板（◎9.0　・　）	・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ（mm）	◎無し
・B種	・木下地	◎せっこうボード（◎9.5　・　）		・片面
◎C種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	◎木製扉	◎合板張り程度		◎無し
	・鋼製扉	・片面フラッシュ程度		・有り

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水

(3.3.2,3)（表3.1.1）（表3.3.3～10）

	工法	施工箇所	種別
保護防水	・P1B		・B－1　◎B－2　・B－3
	・P1BI　・T1BI		・BI－1　◎BI－2　・BI－3
	・P2AI		・AI－1　◎AI－2　・AI－3
	・P2A		・A－1　◎A－2　・A－3
露出防水	・M4C		・C－1　◎C－2　・C－3　・C－4
	・M3D　・P0D		・D－1　◎D－2　・D－3　・D－4
露出防水断熱	・P0DI　・M3DI　・M4DI		・DI－1　◎DI－2
屋内防水	・P1E　・P2E		・E－1　◎E－2 （保護層は図示による）

アスファルトの種類　◎3種　(3.2.2)（3.3.2）

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・

保護コンクリートのコンクリート種類　・　(3.3.2)

P0D工法の改修用ドレン　・設けない　・設ける　(3.2.5)

M3D、P0D工法の脱気装置　・設けない　・設ける　(3.3.3)

P1E、P2E工法の保護層　・設けない　・設ける　(3.3.3)

既存露出防水層表面の仕上げ塗装（M４C工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

断熱工法の断熱材　材質　・　(3.3.2)

厚さ（mm）　・

立上り部の保護

・れんがの種類　◎普通れんが（JISR1250）

・乾式保護材の材料　◎押出成形セメント板厚さ15mm

屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　◎図示　・

屋根排水溝　◎図示　・

脱気装置の種類及び設置数量　◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

2 改質アスファルトシート防水

(3.4.2,3)（表3.1.1）（表3.4.1～3）

工法	施工場所	種別
・M4AS工法		・AS－T1・AS－T2・AS－J2
・M3AS工法 ・P0AS工法		・AS－T3・AS－T4・AS－J1 ・AS-J3
・M3ASI工法 ・M4ASI工法 ・P0ASI工法		・ASI－T1・ASI－J1

脱気装置の種類及び設置数量　◎改質アスファルトシート類製造所の指定による
・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

防湿層　◎設けない　・設ける

改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・

粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

(3.5.2～4)（表3.5.1,2）

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・P0S工法		・S－F1　・S－M1	・カラー	◎非歩行
・S4S工法		・S－F2　・S－M2　・S－M3	・シルバー	・軽歩行
・S3S工法		・S－F1　・S－F2		
・M4S工法		・S－M1　・S－M2　・S－M3		
・P0SI工法 ・S3SI工法 ・S4SI工法 ・M4SI工法		・SI－F1　・SI－F1 ・SI－M1　・SI－M2 ・SI－M3		

脱気装置　・設ける　・設けない　(3.5.3)

目地処理　PCコンクリートの場合（　）　(3.5.4)

ルーフィングシートの種類及び厚さ

◎改修標仕表3.5.1から表3.5.2による　・

脱気装置の種類及び設置数量　◎ルーフィングシート製造所の指定による
・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

断熱工法の断熱材　材質　・
厚さ（mm）　・

SI-M1及びSI-M2の場合の防湿フィルムの設置　◎設置する（厚さ0.15mm）　・設置しない

屋内防水

防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のﾓﾙﾀﾙ塗り 塗り厚さ	・床塗り工法	・下地ﾓﾙﾀﾙ塗り	立上り部の保護 ﾓﾙﾀﾙ塗り厚さ
・S－C１	・	・	◎標仕15.2.5(b)(2)及び(3)に準ずる ・	◎標仕15.2.5(c)(1)に準ずる ・	◎7mm以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・

機械式固定工法の場合

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

(3.6.3)（表3.1.1）（表3.6.1,2）

工法	施工場所	種別		仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・P0X工法		◎X－1	・X－2	・シルバー	・
・L4X工法		・X－1	◎X－2	・カラー	・
・P1Y工法		◎Y－2	・		・
・P2Y工法		◎Y－2	・		・

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（L4X工法の場合）　・除去する　(3.2.6)

ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄ系塗膜防水の保護層　・設けない　・設ける　(3.6.3)

脱気装置の種類及び設置数量　◎主材料製造所の指定による
・脱気装置の種類　・設置数量　個/㎡

⑤ シーリング

シーリング改修工法の種類　(3.1.4)（表3.1.2）

・シーリング充填工法　◎シーリング再充填工法

・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所　(3.7.2)（表3.7.1）

◎下表以外は、改修標仕表3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ目地、ｱﾙﾐｻｯｼ廻り	MS-2

接着性試験　◎行う　◎簡易接着性試験　・引張接着性試験　(3.7.8)

・行わない

6 とい

といの材種　(3.8.2)（表3.8.1）

・配管用鋼管　・硬質塩化ビニル管

・着色亜鉛メッキ鋼板　・ステンレス鋼板　・

鋼管製といの防露　[G]　(3.8.3)（表3.8.5）

・次の箇所は行わない（　）

防露材のホルムアルデヒド放散量

◎規制対象外　・第三種

掃除口　◎有り　・無し

7 アルミニウム製笠木

(3.9.2)（表3.9.1）

種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
・250形	1.6以上	種別（　）種 着色（・ｱﾝﾊﾞｰ ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ ・ﾌﾞﾗｯｸ系 ・ｽﾃﾝｶﾗｰ）	固定方法及び間隔は品質計画で定めたもの	隅角部及び突当たり部等の役物は本体製造所の仕様による。
・300形	1.8以上			
・350形	2.0以上			

板材折曲げ形の取付け工法　・図示　(3.9.3)

工法　既存笠木等の撤去　・行う（範囲　◎図示　・　）

下地補修の方法　◎図示

板材折り曲げ形の笠木の取付方法　◎図示

固定金具

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

8 長尺金属板葺き

(標仕13.2.2,3)（標仕表13.2.1）

屋根葺形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	板厚(mm)
・	◎JIS G 3322(塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） ・		・

屋根葺工法　◎ 図示

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

9 折板葺

(標仕13.3.2,3)（標仕表13.2.1）

形式	◎重ね形　・はぜ締め形　・かん合形
形状(mm)	山高（　）　山ピッチ（　）　板厚　◎ 0.6　・ 0.8
材料（規格等）	◎ 標仕表13.2.1による（　）　・
耐力	
軒先面戸板	・有　・無
断熱材	・有(種別　：　厚さ　mm)　・無
耐火性能	・有(30分耐火)　・無
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	

屋根葺工法

・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

④ 外壁改修工事 共通事項

1 施工数量調査

調査範囲　◎外壁改修範囲　・図示の範囲　(1.5.2)

調査内容

ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル壁仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。

塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

調査報告書の部数　◎2部

2 改修材料

既製調合モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分張替え工法用材料、エポキシ樹脂モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整材等の材料は評価名簿による。

・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率（収縮）	引張接着性（材齢28日）	曲げ性能（材齢28日）	吸水性（72時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3以上	3%以下	$0.5N/mm^2$以上	$5.0N/mm^2$以上	15%以下	$5.0N/mm^2$以上

保水係数　0.35～0.55

粘調係数　0.50～1.00

4-1 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　(4.1.4)（4.3.4）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300 ・	・ ・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5）

充てん材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.6）

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

◎充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.7）

・エポキシ樹脂モルタル

・ポリマーセメントモルタル

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（◎全面　・図示の範囲）

2 ひび割れ部改修工法

・既存モルタル撤去工法（範囲は図示　撤去部分の補修は、3.欠損部改修工法による）

・樹脂注入工法　(4.1.4)（4.4.2）（4.4.5）

（◎既存モルタル面・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300 ・	・ ・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JISA6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5）

充てん材料	品質・規格等	備考
◎ シーリング用材料	◎ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		

・シール工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.4.7）

（◎既存モルタル面・既存躯体コンクリート面）

・パテ状エポキシ樹脂

・可とう性エポキシ樹脂

・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修

（◎シール工法の範囲・　）

3 欠損部改修工法

既存モルタル面の欠損部　(4.1.4)(4.4.8,9)

改修工法の種類	品質・規格等	備考
・充てん工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2（g）による	塗り厚25mmを超える場合の補強 ◎行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　◎図示　・　）　(4.2.2)

4 浮き部改修工法

(4.1.4)（4.4.10～15）（表4.4.3,4）

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	──	──	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	──	──	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所 ・

アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径外径6mm

(4.1.4)（4.4.8,9）

改修工法の種類（モルタルを撤去する場合）	品質・規格等	備考
・充てん工法	・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕4.2.2（g）による	塗り厚25mmを超える場合の補強 ◎行う　・行わない　・図示

既製目地材　・適用する（形状　◎図示　・　）　(4.2.2)

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲

撤去範囲　◎下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所　◎既存タイル張り面

・既存タイル撤去面（・コンクリート　・モルタル面）

◎ 樹脂注入工法　(4.1.4)（4.3.4）（4.5.5）

（◎既存モルタル面・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）	備考
◎ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300 ・	・ ・	
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100	◎40　・	
		◎100～200	◎70　・	
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		◎150～250	◎130　・	

注入材料

◎ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JISA6024低粘度形又は中粘度形）　(4.2.2)

検査（コア抜取り）　◎行わない

・行う（抜取り後の補修方法：　）

・Uカットシール材充てん工法　(4.1.4)（4.2.2）（4.3.5,6）

充てん材料	品質・規格等	備考
・ シーリング用材料	◎ 1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充てん ◎行わない　・行う
・ 可とう性エポキシ樹脂		

3 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法(既存タイル張り撤去面)　(4.1.4)（4.2.2）（4.5.7）

接着剤の種類	品質・規格等
◎ ポリマーセメントモルタル	
・タイル部分張替え工法用接着剤	「建設省官民連帯共同研究報告書『有機系接着剤を利用した外壁タイル・石張りシステムの開発』（建設大臣官房技術調査室監修　平成9年2月）」における「外壁タイル・石張り用接着剤の品質基準（案）」に基づく品質性能試験に適合するタイプⅠであり監督職員の承諾するもの又は特記による。

・タイル張替え工法　(4.1.4)（4.5.8）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(4.5.8)（表4.5.1）

位置　◎改修標仕表4.5.1による　・図示

タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う

・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り　(4.5.8)

タイル張りの工法

外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り

外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り　(4.5.8)

シーリング材の種類

打継目地、ひび割れ誘発目地　◎ポリウレタン系　・

伸縮調整目地その他の目地　◎変成シリコーン系　・

4 浮き部改修工法

(4.1.4)（4.5.7～15）（表4.4.3,4）

改修工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞの本数（本/㎡） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	──	──	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	──	──	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・ ・	・ ・	──	──	◎25ml/箇所 ・
・タイル部分張り替え工法	──	──	──	──	──
・タイル張り替え工法	──	──	──	──	──

アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

注入口付アンカーピン　(4.2.2)

材質　◎ステンレスSUS304、呼び径外径6mm

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置　◎改修標仕表4.5.1による　・図示

タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験　・行う　・行わない

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイル張りの工法

外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り

外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り

シーリング材の種類

打継目地、ひび割れ誘発目地　◎ポリウレタン系　・

伸縮調整目地その他の目地　◎変成シリコーン系　・

5 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　(4.1.4)（4.5.16）

・伸縮目地改修工法　(4.1.4)（4.5.16）

シーリング用材料　(3.7.2)（表3.7.1）

種類　◎改修標仕表3.7.1による

6 陶磁器質タイル

タイルの種類　(4.2.2)（4.5.7～8）

施工個所	形状 寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわ薬 無釉	施釉	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用[G]	耐凍害性 有	無	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする

タイルの見本焼き　◎行わない　・行う

壁タイル張りの工法　(4.5.7,8)（表4.5.3）

外壁タイル　・密着張り　・マスク張り

タイルの試験張り　◎行わない　・行う

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

① 既存塗膜等の除去及び下地処理

既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法　(4.6.3)（表4.6.2～5）

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	◎既存仕上面全体　・	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
(・)高圧水洗工法 加圧力・30MPa ◎15MPa	◎既存仕上面全体　・	
・塗膜はく離剤工法	◎既存仕上面全体　・	
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	

塗膜はく離剤　・　(4.2.2)

2 下地調整塗材

◎下地調整塗材　(4.2.2)（4.6.3）

・ポリマーセメントモルタル

3 仕上げ塗材仕上げ

種類、仕上げの形状、工法　(4.1.4)（4.2.2）（表4.2.3,4）

種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Si	・
	・可とう形外装薄塗材Si	・
	・外装薄塗材E	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材E	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材S	・砂壁状
・複層仕上げ塗材	・複層塗材CE	・ゆず肌状　・凸処理　・凹凸模様
	・可とう形複層塗材CE	耐候性　◎耐候形3種
	・複層塗材Si	上塗材
	・複層塗材E	溶媒　◎水系　・溶剤系
	・複層塗材RE	樹脂　◎アクリル系
	・防水形複層塗材CE	外観　◎つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材E	・メタリック
	・防水形複層塗材RE	防水形の増塗材　◎行う
	・防水形複層塗材RS	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材E	耐候性　◎耐候形3種
	・可とう形改修塗材RE	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材CE	

防火材料の指定が必要な場合　(4.2.2)（標仕15.5.2）

◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。

4 マスチック塗材塗り

種別　・A種　・B種

5 外壁用塗膜防水材

各項目を参照する　(4.8.1～6)

工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その２）	図面番号
設計年月日	令和３年　８月２４日	A-02
設計者	一級建築士（第104800号） 櫻井　英男	
発注者	株式会社桜井建築設計事務所	

章	項目	特記事項

⑤ 建具改修工事

1 改修工法の適用

(5.1.3)

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具		・	・	
・樹脂製建具		—	・	
・鋼製建具	・内部	・	・	
	・外部	・	・	
・鋼製軽量建具		・	・	
・ステンレス製建具		・	・	

2 見本の製作等

・特殊な建具の仮組（建具符号：　　）　(5.1.5)

3 防犯建物部品

・適用する（　　）　(5.1.7)

4 アルミニウム製建具

外部に面する建具 ※複層ガラスの引違いの場合は100とする　(5.2.2)（表5.2.1）

種別	枠見込(mm)	施工個所
・A種	◎ 70	◎ 図示　・
・B種	・100	◎ 図示　・
・C種	100	◎ 図示　・

防音ドアセット　・防音ドアサッシ　・適用する　遮音性の等級（　）
耐震ドアセット　・適用する　面内変形追随性能の等級（　）
断熱ドアセット　・断熱サッシ[G]　・適用する　断熱性の等級（　）
表面処理
◎ B-1種　・ B-2種（◎ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
屋内建具
表面処理　◎ C-1種又はB-1種　(5.2.4)（表5.2.2）
・ C-2種又はB-2種（◎ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）
結露水の処理方法　・図示　・
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

5 網戸

防虫網　(5.2.3)
網の種別　◎合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形式　◎外部可動式　・固定式

6 樹脂製建具

性能等級　(5.3.2～5)
外部に面する建具　・A種（建具符号：・建具表による　・　）
・B種（建具符号：・建具表による　・　）
・C種（建具符号：・建具表による　・　）
防音ドアセット・防音ドアサッシ・適用する　遮音性の等級（・T-1 ・T-2）
断熱ドアセット・断熱サッシ[G]　・適用する
枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面色　◎標準色　・特注色　断熱性の等級（・H-4 ・H-5 ・H-6）
水切り板、ぜん板　◎図示　・
ガラス　◎複層ガラス　・

7 鋼製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　(5.2.2)（5.4.2～4）（表5.4.2）
耐風圧性の適用は建具表による
特定防火設備の戸　・適用する
鋼板　(5.4.3)

材料	めっき付着量
・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)	◎Z12又はF12　・
・JIS G 3317(溶融亜鉛-5%ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金めっき合板)	◎Y08　・

公共住宅の玄関ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅のパイプシャフトドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

8 鋼製軽量建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　(5.2.2)（5.5.2～4）
製造所　評価名簿による
公共住宅のクローゼットドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

9 ステンレス製建具

簡易気密型ドアセットの適用は建具表による　(5.2.2)（5.4.2）(5.6.2～4)
耐風圧性能の適用は建具表による

施工箇所	鋼材の種類
屋外	◎ SUS304, SUS430J1L, SUS443J1
屋内	◎ SUS304, SUS430J1L, SUS443J1

表面仕上げ　◎HL仕上げ　・鏡面仕上げ　・
曲げ加工　◎普通曲げ　・角出し曲げ（補強有り）
特定防火設備の戸　・適用する

10 自動ドア開閉装置

◎製造所標準製作規定寸法許容差による　(5.8.2.3)（表5.8.1～3）

開閉方法	センサの種類
◎スライディングドア	・マットスイッチ　・音波スイッチ
・スイングドア	◎光線スイッチ　・光電スイッチ
	・熱線スイッチ　・
	・多機能トイレスイッチ

・凍結防止措置（適用箇所は建具表による）
製造所　評価名簿による

11 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　◎改修標仕5.9.1による　(5.9.3)（表5.9.1）
・製造所標準仕様による
製造所　評価名簿による

12 木製建具

フラッシュ戸　(標仕16.7.2)

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り　◎ﾗﾜﾝ程度　・ 不透明塗料塗り　◎しな程度・ 板面の品質　・広葉樹(◎1等　・　) ・針葉樹(◎C-D以上　・　)	
・天然木 化粧合板	樹種名(　　)	
・特殊加工 化粧合板	加工方法　・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装 表面性能(　　)タイプ	

防虫処理　・行う　・行わない　接着の程度　・1類　・2類
表面板の厚さ　◎標仕表16.7.6　・
建具材の含水率　・A種　◎ B種　・ C種　(表16.7.1)
かまち戸の樹種　かまち（　　）　鏡板（　　）　(標仕16.7.2)
ふすまの上張り　◎新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）(標仕表16.7.3)
・鳥の子
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
◎既製対象外　・第三種　(標仕16.7.2)
公共住宅の内装ドアの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
公共住宅の量産ふすまの品質及び性能
・品質・性能基準による　・

13 建具用金物

マスターキー　◎製作する　・製作しない　(5.7.4)
建具用金物　(5.7.2.3)（表5.7.1～3）
錠類はシリンダー箱錠（レバーハンドル）とする
なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける
吊金物
・丁番(内部建具については、軸を鉄芯としてもよい)
・ピボットヒンジ
◎ステンレス製(軸は鋼製　外部用は軸も含めてステンレス製)

公共住宅の各住戸建具用金物　(公住仕16.8.2.4)
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前の品質及び性能
・品質・性能基準による　・
各住戸玄関扉用及び内装扉用ドアクローザの品質及び性能
・品質・性能基準による　・
ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝｷｰの使用　・可　・不可
玄関扉用ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ　◎ A型　・ B型　・ C型　・ D型　色彩　◎ ｼﾙﾊﾞｰ
内装扉用ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ　・使用する（ ◎ E型　色彩　◎ ｼﾙﾊﾞｰ　・ ﾌﾞﾛﾝｽﾞ）
◎ 使用しない
内装扉用戸当　材質　◎ ステンレス
金属製建具用丁番　材質　◎ ステンレス　・
形状、寸法　（　　）
木製建具用丁番　材質　◎ ステンレス　・
形状、寸法　◎ 102×2.0

14 ガラス

◎建具表による　(5.13.2～5)
・ガラスブロック

寸法 (mm)	色調	パターン	防火認定
	◎クリア　・ 熱線反射 ・乳白　・ カラー（　）		◎無し ・有り

工法
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・ 1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

15 ガラスの留め材及び溝

ガラス留め材　(5.13.2)（表5.13.1）

建具の種類	材種
アルミニウム製	◎シーリング　・ガスケット（FIX部はシーリング）
鋼製及び鋼製軽量	◎シーリング
ステンレス製	◎シーリング

防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。
板ガラスをはめ込む溝の大きさ
改修標仕5.13.3以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は(社)日本建築学会JASS17ガラス工事「3.1納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する。

16 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
◎ガラス用飛散フィルム	第2種	◎内張り　・外張り	飛散防止率　D1

品質 JIS A 5759による

17 重量シャッター

(5.10.2,3)（表5.10.1）

シャッターの種類	耐風圧強度
・管理用シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　　）N/㎡
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	

開閉機能
◎上部電動式（手動併用）　・上部手動式　(5.10.2)
危害防止機構　◎障害物感知装置（自動閉鎖型）　(5.10.2)
管理用シャッターのシャッターケース　◎設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量　◎Z12又はF12

18 軽量シャッター

開閉形式　◎手動式　・上部電動式（手動併用）　(5.11.2)（表5.11.1）
スラット　材質　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)　(5.11.3)
めっき付着量（◎Z06又はF06　・　）
・JIS G 3322(塗装溶融-55%アルミニウム合金めっき鋼板)
めっき付着量（◎AZ90　・　）
形状　◎インターロッキング形　(5.11.4)
・オーバーラッピング形
ガイドレール等　◎鋼板製　・ステンレス製SUS304（厚さ1.5mm）　(表5.11.2)

19 オーバーヘッドドア

(5.12.2～4)（表5.12.1,2）

セクション材	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
◎スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	◎バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	◎溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 (SUS304)

耐風圧性能（　　）Pa

⑥ 内装改修工事

① 改装範囲

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲　(6.1.3)
◎壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
◎壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示の範囲
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
◎既存のまま
・図示の範囲

② 既存床の撤去並びに下地補修

ビニル床シート等の除去　・仕上げ材のみ（接着剤とも）　(6.2.2)
・下地モルタルとも（◎図示の範囲　・除去範囲の全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法
改修後の床の清掃範囲　◎改修箇所の室内　・

3 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　(6.3.2)（4.4.9）
◎図示
・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　◎行う　・行わない ）

④ 木下地

木材の品質　(6.5.2)（表6.5.2～3）
◎改修標仕表6.5.2による　・市販品
樹種　◎改修標仕表6.5.4による　(6.5.2)（表6.5.4）
・代用樹種を適用する箇所（　　）
保存処理木材を適用する箇所（　　）

表面仕上げの種別	適用箇所
・A種	
◎B種	
・C種	

⑤ 造作用集成材[G]

ホルムアルデヒド放散量　◎ 規制対象外　・第三種　(6.5.2)
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	関係材等の適用
			◎1等　・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	関係材等の適用
					◎1等・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	関係材等の適用
					・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	関係材等の適用
				◎15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	関係材等の適用
						◎15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	関係材等の適用
						◎15%以下	・

6 造作用単板積層材[G]

ホルムアルデヒド放散量　◎ 規制対象外　・第三種
・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材　(6.5.2)

施工箇所	厚さ(mm)	防水処理	表面の化粧加工	関係材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有り（加工　　） ・無し（等級　　）	・

・「単板積層材の日本農林規格」以外による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	防水処理	表面の化粧加工	含水率	関係材等の適用
		・適用する ・適用しない	・有り（加工　　） ・無し（等級　　）	◎16以下	・

⑦ 床板張り

ホルムアルデヒド放散量　◎ 規制対象外　・第三種
・普通合板 [G]　(6.5.8)(表6.5.10)

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防水処理	関係材等の適用
	◎5.5 ・		◎1類 ・2類	広葉樹　◎1等以上　・1等以上 針葉樹　◎C-D以上　・	・適用する ・適用しない	・

・構造用合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表面の研磨程度	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防水処理	強度等級	関係材等の適用
床下地	◎12 ・	◎2級以上 ・1級		◎1類 ・特類	◎C-D以上 ・		・適用する ●適用しない	・適用する ●適用しない	・

・パーティクルボード [G]

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	◎15 ・		◎13タイプ ・	◎P又は非 ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ(mm)	等級
		・1級　・2級　・3級　・4級

⑧ 防腐・防蟻処理

行う箇所（　　）　(6.5.5)
防腐処理　◎行う（◎図示　・　　）
防蟻処理　◎行う（◎図示　・　　）
防腐・防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存剤（防腐・防蟻剤）は、(社)日本木材保存協会若しくは(社)日本しろあり対策協会において性能の認定を受け、監督職員の承諾するものとする。

⑨ 接着剤

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。　(6.5.3)
◎木工事に使用する接着剤
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
◎規制対象外　・第三種
◎ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量

10 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　(6.6.2)（表6.6.1）
屋外（・19型　◎25型）　屋内（◎19型　・25型）
屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法
・建築基準法に基づき定まる風圧力の（・ 1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない　(6.6.3～4)
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない　(6.6.4)
補強方法

吊りボルトの間隔(900mm超)	◎図示　・
天井のふところ(1.5m以上3.0m以下)	◎改修標仕6.4.4(8)(7)～(4)による　・図示
天井のふところ(3.0m超)	◎図示　・

特定天井
特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成２５年国土交通省告示第７７１号）に基づく工法
◎適用する　・適用しない

11 軽量鉄骨壁下地

スタッドの高さが5mを超える場合　◎図示　(6.7.3)（表6.7.1）

12 ビニル床シート張り [G]

(6.8.2)

種別	記号	色柄	特殊機能	厚さ(mm)
・発泡層のないもの	◎ FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	◎ 無地 ・ ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	◎2.5 ・
・発泡層のあるもの	・	◎ 柄物 ・ 無地	・防湿性 ・耐薬品性	

工法　◎ 熱溶接工法　・ 突付け（施工箇所　　）　(6.8.3)

13 ビニル床タイル張り [G]

(6.8.2)

種類	記号	厚さ(mm)	色柄	特殊機能
・ 複層ビニル床タイル	ＦＴ	◎2.0	・無地・柄物	・帯電防止・防滑性
・ コンポジションビニル床タイル	ＫＴ	・	・無地・柄物	・帯電防止・防滑性
・ 置敷きビニル床タイル	ＦＯＡ	・	・無地・柄物	・帯電防止・防滑性

・帯電防止　・視覚障害者用　・耐動荷重性　・防滑性　・防湿性　寸法　性能　種類

14 特殊機能床

15 視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）

ブロックパターンはJIS T 9251による　(6.8.2)
色彩は黄色を原則とする
屋内　◎塩化ビニル製　・磁器又はせっ器質タイル（◎300　・　）
・レジンコンクリート製
屋外　◎レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（◎300　・　）

16 ビニル幅木

材質　・軟質　・硬質　(6.8.2)
高さ（mm）◎60　・75　・100
厚さ（mm）◎1.5　・

17 ゴム床タイル

色柄（　　）　(6.8.2)
厚さ(mm)　・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　　）

18 合成樹脂塗り床

(6.10.2,3)

種類	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン塗床材		◎ 平滑仕上げ　・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床材	・薄膜流し展ベ工法 ・厚膜流し展ベ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材		

ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
◎ 規制対象外　・第三種

⑲ フローリング張り

(6.11.2～7)（表6.11.1～4）

種別	材種	工法	仕上げ塗装等	備考
◎天然木化粧複合フローリング [G]	◎なら	◎釘どめ工法	◎塗装品	
・単層フローリング [G]	・ひのき	（Ｃ種）	・無塗装品	
	・	・	・	
	・	・	・	

ホルムアルデヒドの放散量　◎規制対象外　・第三種

⑳ 畳敷き

(6.12.2～3)（表6.12.1）

下地の種類	畳の種別
改修標仕　表6.5.8による床組	◎B種　・
ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン[G]）	◎C種　・

畳表及び畳床のVOC含有量が少ないものとする　◎ フラットタイプ　(◎ 9 ・ 12)（不燃）
・ 凸凹タイプ（◎12 ・15・19・　）(不燃)

㉑ ポリスチレンフォーム床下地材

ノンフロンのもの [G]
畳下地　厚さ(mm)　◎40　・65　・80　(不燃)
フローリング類　厚さ(m)　◎40　・95　(不燃)

22 カーペット敷き

・織じゅうたん　(6.9.3,4)（表6.9.2）

種別	パイル形状	色柄等	備考
・A種	・カットパイル	◎無地	
・B種	・ループパイル	◎柄物（標準品）	
・C種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性　◎人体帯電圧3Kv以下　・
・タフテッドカーペット　(6.9.3,4)（表6.9.2）

パイル形状	パイル長（mm）	工法	備考
・カットパイル	◎5～7　・	◎全面接着工法	
・ループパイル	◎4～6　・	・グリッパー工法	
・カット、ループ併用	・		

耐電性　◎人体帯電圧3Kv以下　・
・タイルカーペット　(6.9.3,4)（表6.9.2）

パイル形状	種類	種類	総厚さ(mm)	備考
◎ループパイル	◎第一種 ・第二種	◎500×500 ・	◎6.5 ・	
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

耐電性　◎人体帯電圧3Kv以下(フリーアクセスフロア敷設範囲)　・

23 せっこうボードその他のボード張り

(6.13.2)（表6.13.1）

種類	JISの記号	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	ＨＷ [G]	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板	ＮＷ [G]	・15　・20　・25
・普通木片セメント板	ＮＦ [G]	・30
・けい酸カルシウム板	0.8ＦＫ	タイプ2（無石綿）(・6　・8)（不燃）
・ロックウール化粧吸音板	ＤＲ	◎ フラットタイプ(◎9　・12)（不燃） ・ 凸凹タイプ(◎12 ・15 ・19)(不燃)
・ロックウール化粧吸音板 (軒天井用)	ＤＲ	◎ フラットタイプ　9（不燃） ・ 凸凹タイプ　(・ 12　・ 15)(不燃)
・せっこうボード	ＧＢ-Ｒ	・ 9.5(準不燃)　・ 12.5(不燃)
・不燃積層せっこうボード	ＧＢ-ＮＣ	9.5(不燃)・ 化粧無（下地張り用） ・ 化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード	ＧＢ-Ｓ	・ 12.5(不燃)
・強化せっこうボード	ＧＢ-Ｆ	・ 12.5(不燃)　・ 15.0(不燃)
・せっこうラスボード	ＧＢ-Ｌ	9.5
・化粧せっこうボード	ＧＢ-Ｄ	9.5（準不燃・不燃）
・化粧せっこうボード (木目)	ＧＢ-Ｄ	12.5（不燃）　幅440程度 模様(◎ 柾目　・ 板目）専用下地材付き
・普通合板（難燃処理）	[G]	生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） 不透明塗料塗り（しな合板程度） 板面の品質（　）厚さ(mm)（　　） 接着の程度（ ）　・防虫処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による　厚さ1.2
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	ＭＤＦ[G]	・ 3　・ 7　・ 9　・ 12
・単板張りパーティクルボード	[G]	・無研磨板 VN　・研磨板 VS ・ 10　・ 12　・ 15　・ 18
・ハードボード（無地）	HB [G]	
・インシュレーションボード	IB [G]	・ 9　・ 12　・ 15　・ 18

合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
◎規制対象外　・第三種
・軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　(6.13.2)
・シーリング材（　　）　・ジョイントコンパウンド）

24 吸音材

(6.13.2)（表6.13.1）

種類	JISの記号	厚さ(mm)
・ ロックウール吸音ボード1号	ＲＷ-Ｂ	◎ 25　・
◎ グラスウール吸音ボード32Ｋ	ＧＷ-Ｂ	◎ 25　・

25 壁紙張り

(6.14.2,3)

施工箇所	壁紙の種類：紙	繊維(植物)	プラ(ビニル)	その他(化学繊維)	無機質	防火性能	備考
	・	・		・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

下地調整　(6.14.3)（表7.2.4）（表7.2.7）
モルタル及びプラスター面　◎RB種　・RA種（施工箇所：　）
せっこうボード面　◎RB種　・RA種（施工箇所：　）
壁紙のホルムアルデヒドの放散量　◎規制対象外　・第三種　(6.14.2)

26 モルタル塗り

吸水調整材　評価名簿による　(6.15.3)
防水剤の種類　評価名簿による
既製目地材　◎適用しない　・適用する

27 陶磁器質タイル張り

タイルの種類　(6.16.3,4)

施工個所	形状 寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわ薬 無釉	施釉	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用(%)	耐凍害性 有	無	備考
玄関ﾎﾟｰﾁ	100角	◎	・	・	◎	・	・	◎	◎	・	◎	・	◎	既存合わせ
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする
タイルの見本焼き　◎行わない　・行う（◎外壁タイル　・　　）
内装タイル　◎壁タイル接着剤張り　・積上げ張り

28 断熱材[G]

(標仕19.9.2～3)

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ保温材	◎ 2種 b	・一般部 ・	◎ 25 ・	ノンフロンのもの
	◎ 3種 b (スキン層付)	・接地部分 ・	◎ 25 ・	ノンフロンのもの
・ ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ温材	◎ A種		・	ノンフロンのもの
・ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材	◎ A種	・	◎ 25 ・	ノンフロンのもの
・ 現場発泡断熱材 (吹付硬質ウレタンフォーム	◎ 断熱材補修部分			ノンフロンのもの
	・一般部 ・	◎ 15 ・	難燃性　◎3級　・2級	
	製造所：監督職員の承諾する製造所			

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量
◎ 規制対象外　・第三種

工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その３）	図面番号
設計年月日	令和３年　８月２４日	A-03
設計者	一級建築士（第104800号） 櫻井　英男	
発注者	株式会社桜井建築設計事務所	

章	項目	特記事項

6 内装改修工事

29 フリーアクセスフロア

(標仕20.2.2)

施工個所	構法	設定高さ (mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能 (N/㎡)	表面仕上げ材
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット
	・パネル構法	・	・1.0G	・3,000	・帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ
	・溝工法	・	・0.6G	・5,000	・タイルカーペット

表面仕上げ材の品質・規格等は、標仕19章内装工事による
配線用取出しパネル　　配線取出し開口：パネル１枚につき40mm×80mm程度の開口１カ所以上

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　◎ 20～30%
空調用吹し出しパネル　◎ 無し
・有り（◎固定式　・可変式：施工箇所は図示）

30 可動間仕切

(標仕20.2.3)

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種厚さ(mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ◎ パネル式	・	◎ 鋼板 (◎0.6・0.8) ・	◎ メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・	・あり (　) ・なし	・あり ・なし

品質JIS A 6512によるものの又は評価名簿による

31 移動間仕切

(標仕20.2.4)

遮音性能による区分	厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db以上)		・鋼板 ・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式

表面仕上げの壁紙張りの品質は14節壁紙張りによる
遮音性能はJIS A 6512の遮音試験に準ずる

32 トイレブース

(標仕20.2.5)

表面仕上げ材　◎ メラミン樹脂系化粧板（標準色アルミ製コーナーエッジ付き）
・ポリエステル樹脂系化粧板
・特殊UV塗料硬質ｾﾗﾐｯｸ板
足形状　◎ 幅木型　・足金物型
製造所　監督職員の承諾する製造所による

33 階段滑り止め

(標仕20.2.6)

材種　◎ ステンレス（SUS304）
形状　◎ ビニールタイヤ入り
両端フラットエンド　◎ 有り(◎ビニル製　・ステンレス製)　・無し
幅(mm)　約35
取付工法　◎ 接着工法　・埋込み工法

34 階段手すり

種別	施工箇所
◎ 集成材クリアラッカー仕上げ　（市販品　径：約40mm）	
・ビニル製ハンドレール（幅：約40mm）	

35 黒板及びホワイトボード

(標仕20.2.8)

種類		寸法	色彩	備考
・黒板	◎ 焼付け		◎ 緑・黒	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
			◎ 緑・黒	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
・ホワイトボード	◎ ほうろう		◎ 白	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分
			◎ 白	◎ 平面　・曲面 ・スクリーン付引分

36 表示

衝突防止表示　◎ 図示（市販品ステンレス製　径約：30mm）　(標仕20.2.10)
（・両面　・片面）
・無し
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。
表示標識は図示による。ただし、案内用図記号はJIS Z 8210による。
製造所：監督職員の承諾する製造所

37 ブラインド

・既存再使用する　（養生方法：　　）　(2.3.1)(5.1.6)
・新設する

(標仕20.2.12)

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅(mm)
◎ 横型	◎ ｷﾞｱ式　・ｺｰﾄﾞ式 ・操作棒式	◎ アルミニウム合金製	◎ 25　・35
・縦型	・1本操作ｺｰﾄﾞ ・2本操作ｺｰﾄﾞ	・アルミスラット ・クロススラット	・80　・100

38 ロールスクリーン

防火性能　◎ 有り
製造所　性能の確認できる資料を監督職員に提出する　(標仕20.2.13)

施工個所	装置 電動	装置 手引	性能（防炎性能）	備考

39 カーテン

・既存再使用する　（養生方法：　　）　(2.3.1)(5.1.6)
・新設する

(標仕20.2.14)

施工箇所	形式 片引	形式 引分	開閉装置 電動	開閉装置 ひも	開閉装置 手引	ひだの種類	品質等

40 カーテンレール

・既存再使用する　(5.1.6)
・新設する
材種　◎ アルミニウム製　・ステンレス製　(標仕20.2.14)
形式　・片引き　・引分け（暗幕用は300mm以上の召合わせの重掛けとする）

41 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・既存再使用する　(5.1.6)
・新設する
・市販品　（アルミニウム製　押出し型材）
溝幅×深さ(mm)　・90×150　◎ 120×80　・120×150　・150×80
色彩　◎ B-1　・B-2（◎ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
・図示

42 天井点検口

材質　アルミニウム製（◎額縁タイプ　・目地タイプ）

43 床点検口

材質　アルミニウム製（受け枠　◎アルミ製　・ステンレス製）

44 くつふきマット

市販品　材質　・塩化ビニル製（コイル状ステンレス製受枠）
・硬質アルミニウム製（受枠とも）
・ビニル製（ステンレス製受枠）
・ステンレス製（受枠とも）

45 浴室ユニット

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　）
種類、形状、寸法（内法）、材質　（　　）(公住仕20.2.15)

46 ｷｯﾁﾝｷｬﾋﾞﾈｯﾄ

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　）
種類　◎ ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝ　（◎Ⅰ型　・Ⅱ型）　・ｼｽﾃﾑｷｯﾁﾝ　(公住仕20.2.16)
流し台、調理台、ｺﾝﾛ台、吊り戸棚等の形状、寸法　◎ 設計図による　・
カウンタートップ及びシンクの材質　◎ ステンレス　・
付属部品　◎ 水切り棚　・

47 郵便受箱

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　）
形状　・縦型　◎ 横型　寸法（　　×　　）　(公住仕20.2.17)
個数（　　）個　材質 ◎ ステンレス　・

48 手すりユニット

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　）(公住仕20.2.18)

名称	種類	材質	形状	寸法（支柱間隔、高さ等）	支持方法
墜落防止手すり	・廊下用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・ﾊﾞﾙｺﾆｰ用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾁｰﾙ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・窓用	・ｱﾙﾐ ・ｽﾃﾝﾚｽ	・手すり子 ・目隠しﾊﾟﾈﾙ	◎ 設計図による ・	・壁支持

49 補助手すり

公共住宅の品質及び性能　（・品質・性能基準による　・　）(公住仕20.2.19)

名称	材質	形状	寸法	設置場所
◎ 廊下階段手すり	◎ 合成樹脂被覆ｱﾙﾐ手すり			
◎ 補助手すり	・樹脂被覆ｽﾃﾝﾚｽ手すり			
	・集成材ｸﾘｱﾗｯｶｰ塗り			

7 塗装改修工事

① 材料

屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量
◎ 規制対象外　・第三種

② 下地調整

(7.2.2～7)（表7.2.1～7）

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種◎RB種・RC種	
鉄鋼面	・RA種◎RB種・RC種	
亜鉛めっき面	・RA種◎RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	◎RB種・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種◎RB種・RC種	
コンクリート、ALCパネル面	・RA種◎RB種・RC種	
せっこうボード、その他のボード面	・RA種◎RB種・RC種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修　(表7.2.4～6)
◎行わない　・行う（補修範囲及び補修方法は図示）

③ さび止め塗料塗り

(7.3.2.3)

下地面等			塗料	工程	
鉄鋼面	SOP 仕上塗装無し	塗替え	A種	◎C種	・
		新規鉄鋼面見え掛り	A種	◎A種	・
		新規見え隠れ	A種	◎B種	・
	EP-G	塗替え	B種	◎C種	・
		新規鉄鋼面見え掛り	B種	◎A種	・
		新規見え隠れ	B種	◎B種	・
亜鉛めっき面	SOP 仕上塗装無し	塗替え	◎A種　・	◎C種	・
		新規鉄鋼面見え掛り	◎A種　・	◎A種	・
	EP-G	塗替え	C種	◎C種	・
		新規鉄鋼面見え掛り	C種	◎A種	・

④ 塗装塗り

(7.4.2～15.2)（表7.4.1～7.15.1）

塗料の種類	塗装面	工程 塗り替え	工程 新規	
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ）	木部(外部)	◎ B種	◎ A種　・	(7.4.3)
	木部(内部)	◎ B種	◎ B種　・	(7.4.3)
	鉄鋼面	◎ B種	・A種　◎B種	(7.4.4)
塗料の種別 ◎1種　・2種	亜鉛めっき鋼面	◎ B種	◎ B種　・	(7.4.5)
	鋼製建具	◎ A種	◎ B種　・	(7.4.5)
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）	屋内木部			(7.6.2)
	鉄鋼面			(7.6.3)
	亜鉛めっき鋼面			(7.6.3)
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(ＮＡＤ)	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面	◎ B種	◎ B種	(7.7.2)
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り ・1級(フッ素樹脂塗料) ・2級(ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料) ・3級(ﾎﾞﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料)	・A種 ・B種 ・C種	◎ A種	(7.8.2)
	亜鉛めっき鋼面 ・1級(フッ素樹脂塗料) ・2級(ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料) ・3級(ﾎﾞﾘｳﾚﾀﾝ樹脂塗料)	・A種 ・B種 ・C種	◎ A種	(7.8.3)
	コンクリート面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1	(7.8.4)
	押出成形セメント板面	・A-1種　・A-2種 ・B-1種　・B-2種 ・C-1種　・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1	(7.8.4)
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	◎ B種　・	◎ A種　・	(7.9.3)
	屋内鉄鋼面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.4)
	屋内亜鉛めっき鋼面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.5)
	コンクリート面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.2)
	モルタル面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.2)
	プラスター面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.2)
	せっこうボード面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.9.2)
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）	塗装面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.10.2)
	コンクリート面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.10.2)
	モルタル面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.10.2)
	プラスター面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.10.2)
	せっこうボード面	◎ B種　・	・A種　・B種	(7.10.2)
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面・ﾌﾟﾗｽﾀｰ面・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面・木部等	・A種　◎B種 ・C種	・A種　・B種	(7.11.2)
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）	木部	・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.12.2)
・ラッカーエナメル塗り（ＬＥ）		・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.13.2)
・クリヤーラッカー塗り（ＣＬ）		・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.5.2)
・オイルステイン塗り（ＯＳ）	木部			(7.14.2)
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）	木部	・A種　◎B種	・A種　◎B種	(7.15.2)
・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	2波形 4回塗り 1回の塗付量0.06kg/㎡) ホルムアルデヒド放散量Ｆ☆☆☆☆		

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　◎1種

8-1 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

1 鉄筋の種類

(8.2.1)（表8.2.1）

規格	種類の記号	使用箇所	呼び名 (mm)
鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)	・SD295A		◎D16以下　・
	・SD345		◎D19以上　・
	・		

2 溶接金網

形状等　(8.2.2)

種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網		◎100×100　・	◎6.0　・	
・鉄筋格子				

3 鉄筋の継手

継手工法　(8.3.4)（表8.3.3）

継手方法	呼び名 (mm)	適用場所
・ガス圧接		
・重ね継手		
・		

4 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する。　(8.3.5)（表8.3.6）
耐久性上不利な箇所の最小かぶり厚さ

施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える寸法(mm)
柱、梁、壁及び庇などの外気に接する打ち放し	◎10　・

柱及び梁の主筋にD29以上の鉄筋の使用の有無
・無し
・有り（適用箇所：　　）
主筋のかぶり厚さ
・最小かぶり厚さ（　　）mm　・

5 帯筋

帯筋の組立の形　(8.3.4)
各部配筋参考図1.1による
・H形　・W-Ⅰ形　・W-Ⅲ形　・

6 ガス圧接

圧接部の確認試験　(8.3.8)　標仕(5.4.9)　標仕(5.4.10)
・耐震改修　◎ 外観試験（全数）　◎ 超音波探傷試験（全数）
・耐震改修以外　◎ 外観試験（全数）　◎ 超音波探傷試験　・引張試験

7 コンクリートの種類及び強度

レディーミクストコンクリートの類別　(8.1.3)（表8.1.1）
◎Ⅰ類　・Ⅱ類

普通コンクリートの設計基準強度　(8.1.3,4)

設計基準強度Fc (N/mm²)	気乾単位容積質量 (t/m³)	スランプ	適用箇所
◎21	2.3程度	◎18	
		・15又は18	
・			

8 普通コンクリートの材料

セメントの種類　(8.2.5)
◎普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
・高炉セメントB種　[G]
普通ポルトランドセメントは、JISR5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g以下
	28d	402J/g以下

混和材料　(8.2.5)
混和材の種類
◎混和剤　（JIS A 6204に規定するAE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分はⅠ類とする。）
・混和材　（JIS A 6201に適合するフライアッシュのⅠ種又はⅡ種、JIS A 6206に適合する高炉スラグ微粉末またはJIS A 6202に適合する膨張剤。）

使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分　(8.6.4)
・A
・B（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³）

9 レディーミクストコンクリート工場の選定

レディーミクストコンクリート工場の選定においては、「標準仕様書」6.4.1（コンクリート製造工場の選定）によること、かつ、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）から選定することを基本とする。ただし、上記工場が工事現場近くに見当たらない場合は、監督員との協議により選定することとする。

10 モルタル及びグラウト材

柱底等の均しモルタル　(8.2.5)（8.2.11）（標仕7.10.3）（標仕表7.10.2）
◎無収縮モルタル
・標仕表7.10.2によるB種
グラウト材　(8.2.11)
◎無収縮グラウト材
無収縮モルタル及び無収縮グラウト材は、評価名簿による

11 型枠

打ち放し仕上げ　(8.7.8)
・打放し仕上げの打ち放し厚さ（外部に面する部分に限る）
・20mm　・
・打放し仕上げの打ち放し厚さ（内部に面する部分に限る）
・10mm　・20mm　・
・外装タイル後張り面の打ち放し処理
・20mm　・
打ち放し範囲
・意匠図による

12 無筋コンクリート

種類	設計基準強度Fc (N/mm²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所
◎普通コンクリート	◎18	◎15又は18	◎25mm	
・	・		・20mm	

13 鉄骨製作工場

製作工場の加工能力　(8.1.5)
・監督職員の承諾する製作工場
・
建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構（(旧)(社)全国鋼構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

14 入熱、パス間温度の溶接条件

適用箇所　◎柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
・図示（　　）
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
◎図示

15 施工管理技術者

◎適用する　(8.1.5)

16 鋼材

鋼材の材質　(8.2.8)（表8.2.7）

種類の記号	適用箇所	規格等
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による
		◎JIS規格による

17 溶接接合

スカラップ　(8.15.7)
◎改良型スカラップ　・
エンドタブの切除
・行う　適用箇所　・全て
・図示
・行わない

18 高力ボルト

高力ボルトの適用　(8.2.9)
◎トルシア形高力ボルト　(標仕7.12.4)
・JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト（摩擦面の処理　◎ブラスト処理　・りん酸処理）
すべり係数試験　(8.13.2)
◎行わない　・

19 鉄骨工作仮組

・行う　◎行わない　(8.13.10)

20 溶接部の試験

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　(8.15.11,12)
◎行う
現場隅肉溶接部の外観検査
◎行う
検査箇所 構造耐力上主要な部分である継手･仕口

21 錆止め塗料

耐火被覆材の接着する面の塗装　(8.17.3)
・行う（JIS K 5622　・　　）
◎行わない

22 耐火被覆材

(8.18.2～7)

種別		所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	・半乾式吹付けロックウール	
	・湿式ロックウール	
	・	
・耐火板張り		

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定または認定を受けたものとする。

23 既存コンクリートの目荒し

適用範囲　(8.21.3)（8.22.3）
◎既存コンクリートとの打ち継ぎ面
◎既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合面
・
既存コンクリートの目荒しの程度
◎既存柱・梁面　打継ぎ面15～30%程度
◎既存壁　打継ぎ面の10～15%程度
・
既存コンクリートの目荒しの範囲
◎平均深さ2～5mm（最大深さ7mm）程度の凹面を、全体にわたってつける
・

24 あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料　(8.2.4)
・金属系アンカー（耐震補強用）
◎接着系アンカー
アンカーの種類　◎カプセル型回転・打撃式
接着剤の品質　◎有機系　・無機系
アンカー筋の種類　◎鉄筋コンクリート用異形棒鋼
・全ねじボルト

25 あと施工アンカーの穿孔

穿孔前の埋込み配管等の探査　(8.12.2)
範囲　◎あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う
・はつり出しによる
既存コンクリートの不良箇所の確認
アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

26 あと施工アンカーの施工確認試験

確認試験　(8.12.5)
◎ 行う
試験の方法　◎ 引張試験（確認強度は図示による）　・
・行わない

27 アンカーボルト

材料　・構造用　(標仕7.2.4)
・SNR400B　・SNR490B
・建方用
・SS400　・
保持及び埋め込み工法　・構造用（・図示）　(標仕7.10.3)（標仕表7.10.1）
・建方用
・標仕表7.10.1による（・A種　・B種　・C種）

8-2 耐震改修工事

1 打増し壁に用いるシアコネクタ

現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ　(8.2.4)
種類　◎「24 あと施工アンカーの材料」による
間隔（mm）　◎500×500　・図示

2 増設・補強工事のコンクリートの打込み

工法の種類　(8.21.8)（8.23.5）
・流し込み工法　・圧入工法

3 柱補強

・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法　(8.23.5)
・鋼板巻き工法及び鋼帯巻き付け工法　(8.23.6)
・連続繊維補強工法　(8.24.1)

4 連続繊維シート巻き

材料・形状　(8.2.12)
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度（含浸硬化後）
・2500N/mm²以上
・3000N/mm²以上
ヤング係数（含浸硬化後）
・2.35×10^5N/mm²程度
・2.30×10^5N/mm²以上
工法　(8.24.1)
◎（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法
・
下地調整
仕上げモルタルの除去　(8.24.1)
◎行う　・行わない
ひびわれ部の改修工法の種類
・樹脂注入方法　・Uカットシール材充填方法　・シール工法
柱の隅角部の面取り
◎工法の評価内容による

5 スリットの施工

スリット部の配管等の探査　(8.25.2)
◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う
・はつり出し
充填材
◎外壁に配置されたスリット材は耐火性能及び止水性能を有するものとする
その他は図示

工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事		
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その４）	図面番号	A-04
設計年月日	令和３年　８月２４日		
設計者	一級建築士（第104800号） 櫻井　英男		
発注者	株式会社桜井建築設計事務所		

章	項目	特記事項
9 環境配慮工事	1 アスベスト含有分析調査済箇所	

調査済箇所（材料名）	含有の有無
	・なし　・あり（含有物質名：　　）
	・なし　・あり（含有物質名：　　）
	・なし　・あり（含有物質名：　　）

2 アスベスト含有分析調査

・行う（下表による）　・行わない　(9.1.1)

調査箇所（材料名）	調査方法（１材料あたりの採取箇所数）
	◎定性分析（◎3　・　）　・定量分析（・3　・　）
	◎定性分析（◎3　・　）　・定量分析（・3　・　）
	◎定性分析（◎3　・　）　・定量分析（・3　・　）
	◎定性分析（◎3　・　）　・定量分析（・3　・　）

処理方法
・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析方法
◎JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析結果については、監督職員に提出すること。

3 アスベスト粉じん濃度測定

アスベスト粉じん濃度測定　(9.1.1)
・行う（測定名称及ぶ測定点は下表による）

測定箇所　◎図示　・下表による

測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
・測定1	処理作業前	処理作業室内	各　点	—
・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	—
・測定3	処理作業中	処理作業室内	各　点	—
・測定4		セキュリティーゾーン入口	各　点	空気の流れを確認
・測定5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各　点	除じん装置の性能確認
・測定6		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	—
・測定7	処理作業後	処理作業室内	各　点	—
・測定8	隔離ｼｰﾄ撤去前	施工区画周辺又は敷地境界	計　点	—

アスベスト粉じん濃度測定方法
アスベスト粉じん濃度測定方法「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
計測機器	位相差顕微鏡		
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトンートリアセチレン法又はシュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記載する項目）
ア．測定結果
イ．測定時間
ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）
エ．サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ．マウンティング方法
カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
キ．測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

4 アスベスト含有材の処理

・アスベスト含有吹き付け材の除去　(9.1.3)
除去範囲　・図示　・
除去工法　9.1.3 による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による。
処理方法
◎密封処理（二重袋梱包）　◎湿潤化　・セメント固化
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・アスベスト含有保温材の除去　(9.1.4)
除去工法　・9.1.4 による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
・　除去範囲　・図示　・
除去工法　・9.1.3 による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
除去範囲　・図示　・
処理方法
◎密封処理（二重袋梱包）　◎湿潤化　・セメント固化
除去したアスベスト含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・アスベスト含有成型板の除去　(9.1.5)
除去範囲　・図示　・
除去したアスベスト含有成形板の処分
・アスベスト含有石こうボード
◎埋立処分（管理型最終処分場）
・アスベスト含有石こうボードを除くアスベスト含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

5 アスベスト含有建築用仕上塗材の除去

アスベスト含有建築用仕上塗材の除去は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人 建築研究所)」(以下「指針」という。)によるものとする。
指針による工法区分
・Ⅰ（　　）
・Ⅱ（　　）
・Ⅲ（　　）
除去範囲
・

6 外断熱改修工事

断熱材の種類　(9.3.2)

材料名		厚さ（mm）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	（ノンフロン[G]）	
・押出法ポリスチレンフォーム	（ノンフロン[G]）	
・硬質ウレタンフォーム	（ノンフロン[G]）	
・フェノールフォーム		
・ロックウール		
・グラスウール		

外装材の種類　(9.3.2)

・	防火性能	

既存外壁の仕上材の撤去　・有り　・なし　(9.3.3)
下地面の清掃及び下地調整　◎断熱材製造所の指定する仕様
通気層　・有り（　mm）　・なし　(9.3.4)
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける
特記なき事項は、製造所の仕様による。

7 ガラス改修工事

複層ガラスの厚さ　建具表による　(9.4.2)
断熱性・日射遮へい性による区分　◎U3-1　・U3-2

8 屋上緑化改修工事 [G]

植栽基盤及び材料　(9.6.1)
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等　◎図示

9 透水性アスファルト舗装改修工事[G]

路盤材料　(9.7.4)（表9.7.5）
◎再生クラッシャラン（RC-40）
・クラッシャランスラグ（CS-40）
・クラッシャラン（C-40）
透水性の高いものを使用する
凍上抑制層の材料　(9.7.3)
・凍上抑制層　◎再生クラッシャラン[G]　・クラッシャラン切込み砂利　・砂
厚さは図示
盛り土に用いる材料　(9.7.3)（表9.7.1）
・A種　◎B種　・C種　・D種
路床安定処理
◎添加材料による安定処理　(9.7.3)（表9.7.3）
種類　・普通ポルトランドセメント・フライアッシュセメントB種[G]
・高炉セメントＢ種[G]
・生石灰（　　）　・消石灰（　　）
添加量　kg/㎥（目標CBR　◎　5以上　・　）
路床土の支持力比試験　◎行う（◎乱した土　・乱さない土）
路床締固め土の試験　◎行う
砂の粒度試験　◎行う
現場ＣＢＲ試験　◎行う
透水性アスファルト混合物の抽出試験　◎行わない　・行う　(9.7.9)

10 PCB含有シーリング材処分

(1)事前調査等
シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。
・現場においてサンプルを採取
採取箇所　◎外壁目地　・図示　・
採取箇所数　◎部材が異なる毎に1箇所　・図示　・
分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。
(2)施工調査等
調査範囲　◎図示　・
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。
シーリング使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法
(3)除去処理工事
除去方法　「標準施工要領書（日本シーリング工事共同組合連合会／日本シーリング材工業会」による。

11 処理に注意を要する建設副産物

名称	仕様	数量	備考
・ CCA処理木材			
・ ひ素・カドミウム含有石こうボード			
・			

石こうボードの撤去にあたっては、下記事項について施工前調査を行う。
調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
（１） 石こうボードの使用部位の確認
（２） 石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
（３） 石こうボードの使用数量の確認
（４） 施工範囲等の確認
処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載

別表－１　他工事との取り合い

●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・ＰＳ等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等２次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の２次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（ＦＣＵ等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　呼釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ピット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	
図面名称／縮尺	改修特記仕様書（その５）	図面番号
設計年月日	令和３年　８月２４日	A-05
設計者	一級建築士（第104800号）櫻井　英男	
発注者	株式会社桜井建築設計事務所	

外構工事項目一覧

記号	部位	改修内容	数量
A	外灯	既存照明器具（1台）撤去の上、LED防犯灯(1台）を新設	5箇所
B	外灯	既存照明器具（2台）撤去の上、LED防犯灯(2台）を新設	1箇所
B'	外灯	既存照明器具（2台）撤去の上、LED防犯灯(1台）を新設	1箇所
C	外灯	既存照明器具（1台）のLED電球(HID-BT型）への交換（LED点灯装置、ﾗﾝﾌﾟﾊﾟｯｷﾝ共）	1箇所
D	外灯	既存ﾎﾟｰﾙ及び照明器具（1台）撤去の上、ﾎﾟｰﾙ及びLED防犯灯(1台）を新設	1箇所
E	外灯	既存照明器具（2台）撤去の上、LED投光器(2台）を新設	1箇所
F	外灯	ﾎﾟｰﾙ及び既存照明器具（1台）撤去の上、敷き均し	1箇所
G	防球ﾈｯﾄ	防球ﾈｯﾄ損傷部の補修、ｺﾝｸﾘｰﾄ斜柱に受け金物新設	1式
H	乗入口	※「乗入部詳細図」参照	1式

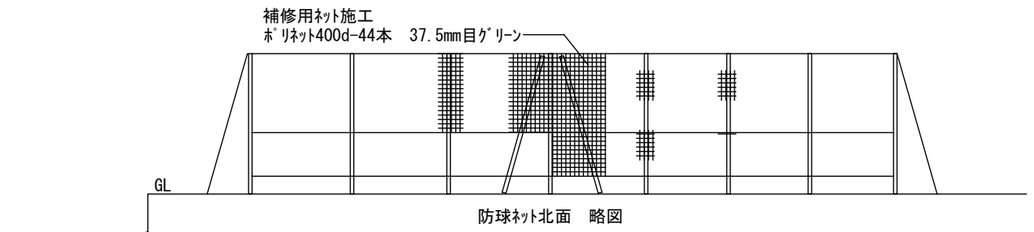

防球ﾈｯﾄ北面　略図

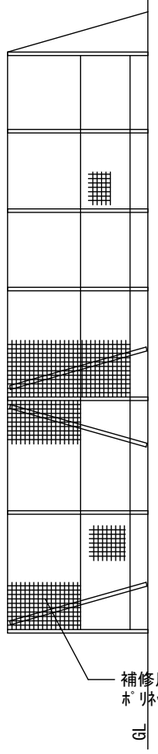

防球ﾈｯﾄ西面　略図

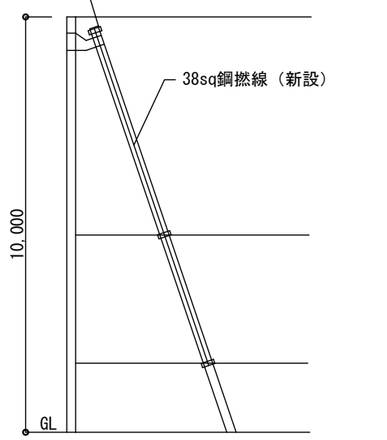

斜め支柱と防球ﾈｯﾄを固定し、
ﾈｯﾄの擦り切れを防ぐ措置（全数）

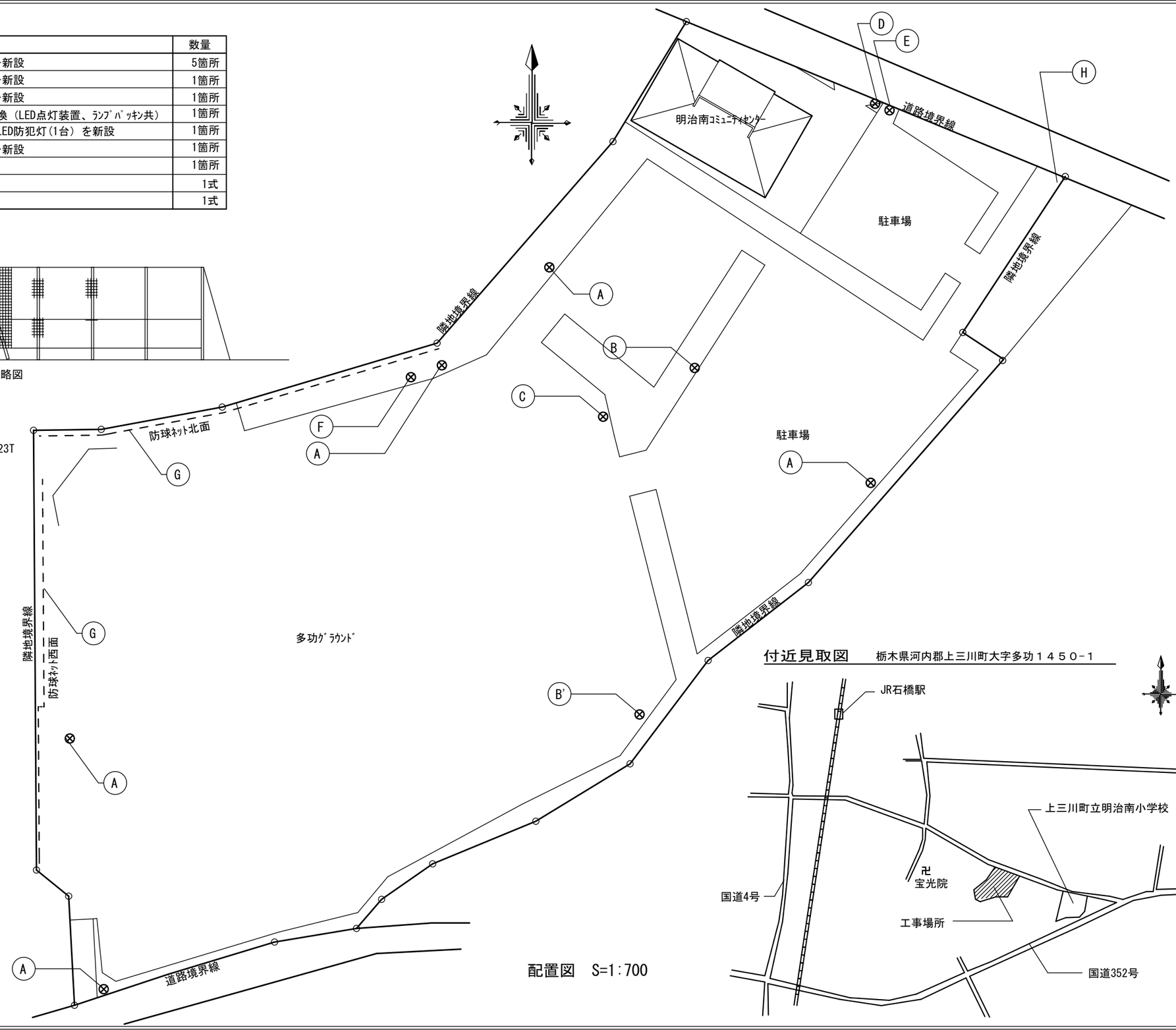

配置図　S=1:700

付近見取図　栃木県河内郡上三川町大字多功１４５０－１

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:700	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-06
				更新日付 2021.08.24	図面名称	配置図・付近見取図	No.

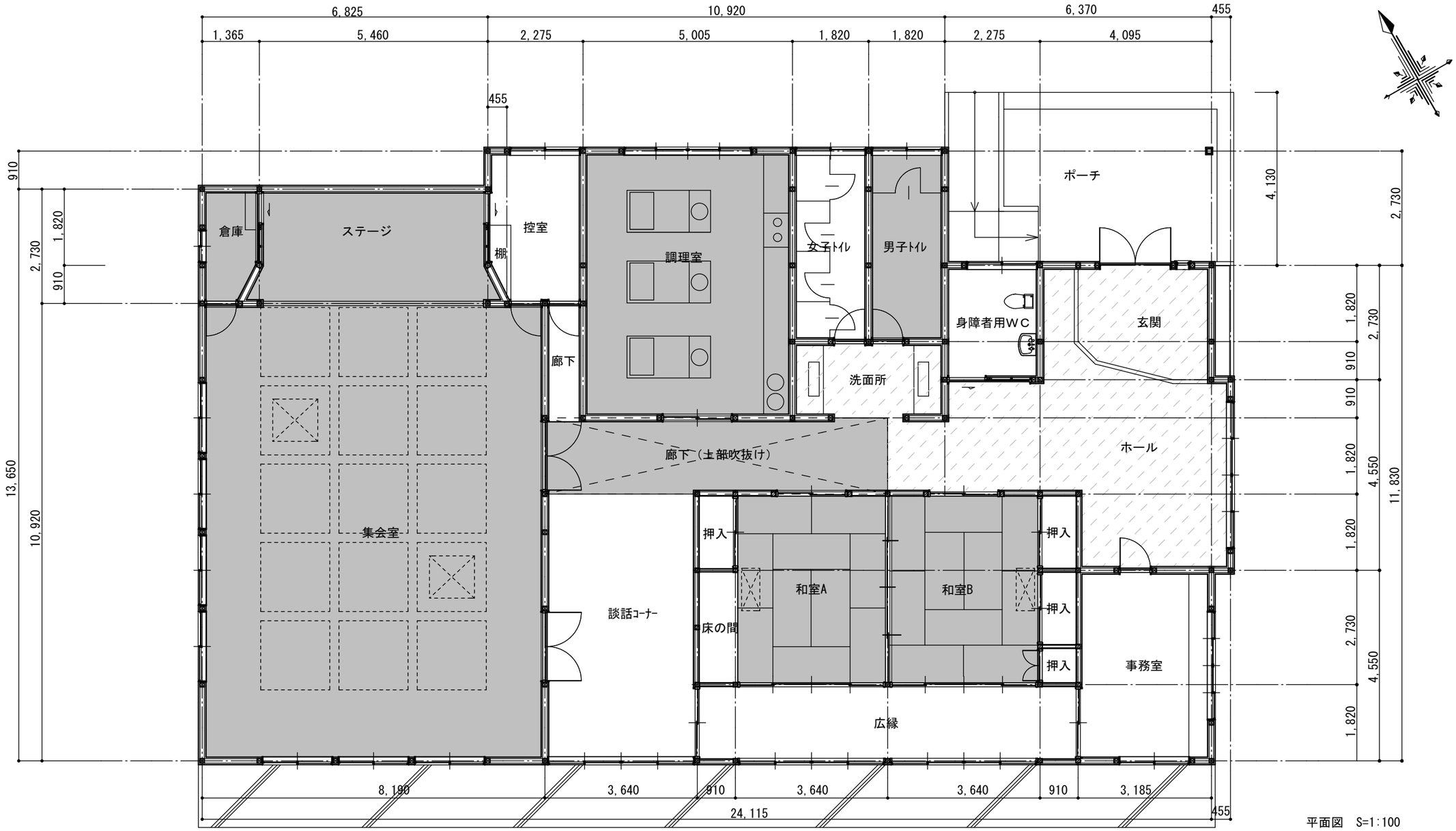

平面図　S=1:100

内部改修項目リスト

室名	改修内容		その他事項
	撤去	改修	
玄関ﾎﾟｰﾁ	床清掃、磁器質ﾀｲﾙ欠損部撤去	玄関ﾄﾞｱ隙間対策、磁器質ﾀｲﾙ欠損部補修（下地ﾓﾙﾀﾙ塗り共）　平物100角×22枚	・外構廻りについては「配置図」参照 ・建物外部廻りについては「立面図」参照
廊下（吹抜け）	照明器具一部撤去	照明器具交換	
和室A・B	既存畳撤去、既存ｴｱｺﾝ撤去	畳交換、ｴｱｺﾝ交換	
集会室	既存ｴｱｺﾝ撤去、既存扇風機撤去、既存床撤去、照明器具撤去	ｴｱｺﾝ交換、床改修（構造用合板t=12mm、複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張りt=12mm）、照明器具交換	
ｽﾃｰｼﾞ	照明器具撤去	照明器具交換、内壁補修	
倉庫	既存床撤去	床改修（構造用合板t=12mm、複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張りt=12mm）	
調理室	ｶﾞｽﾚﾝｼﾞ、炊飯器撤去	ｶﾞｽﾚﾝｼﾞ、炊飯器交換	

改修対象範囲を示す

搬出入経路を示す

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:100	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-07
				更新日付 2021.08.24	図面名称	平面図	No.

塗装改修　仕様

部位	既存	改修内容
屋根	フッ素ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板瓦棒きt=0.4mm（ｶﾊﾞｰ工法にて前回改修）	高圧洗浄（15MPa）、既存塗膜除去（RB種）、 ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂系ﾌﾟﾗｲﾏｰ、ﾀｰﾍﾟﾝ可溶変成無機塗料
外壁	窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ張りt=12mm	高圧洗浄（15MPa）、既存塗膜除去（RB種）、 水系1液ｶﾁｵﾝ形ｴﾎﾟｷｼｼｰﾗｰ、水系2液浸透性弾性ｼﾘｺﾝ樹脂塗料
軒裏	石綿ｾﾒﾝﾄ板張りt=6mmの上、ｱｸﾘﾙﾘｼﾝ吹付、NAD塗り（前回改修）	高圧洗浄（15MPa）、既存塗膜除去（RB種）、 水系1液ｶﾁｵﾝ形ｴﾎﾟｷｼｼｰﾗｰ、水系1液反応硬化系艶消塗料
鉄部	水切り、出隅役物、ﾎﾟｰﾁ柱、電気ﾎﾞｯｸｽ類	高圧洗浄（15MPa）、既存塗膜除去（RB種）、 変成ｴﾎﾟｷｼ樹脂防錆ﾌﾟﾗｲﾏｰ、2液弱溶剤ｼﾘｺﾝ樹脂塗料
ｱﾙﾐｻｯｼ		現状維持
その他	ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ劣化部：2液含浸固着系ｴﾎﾟｷｼｼｰﾗｰ ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞひび割れ部：ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝｼｰﾘﾝｸﾞ擦り込み	目地及びｻｯｼ廻りｼｰﾘﾝｸﾞ打ち替え：MS-2 外壁については施工数量調査を実施し、報告書を作成すること

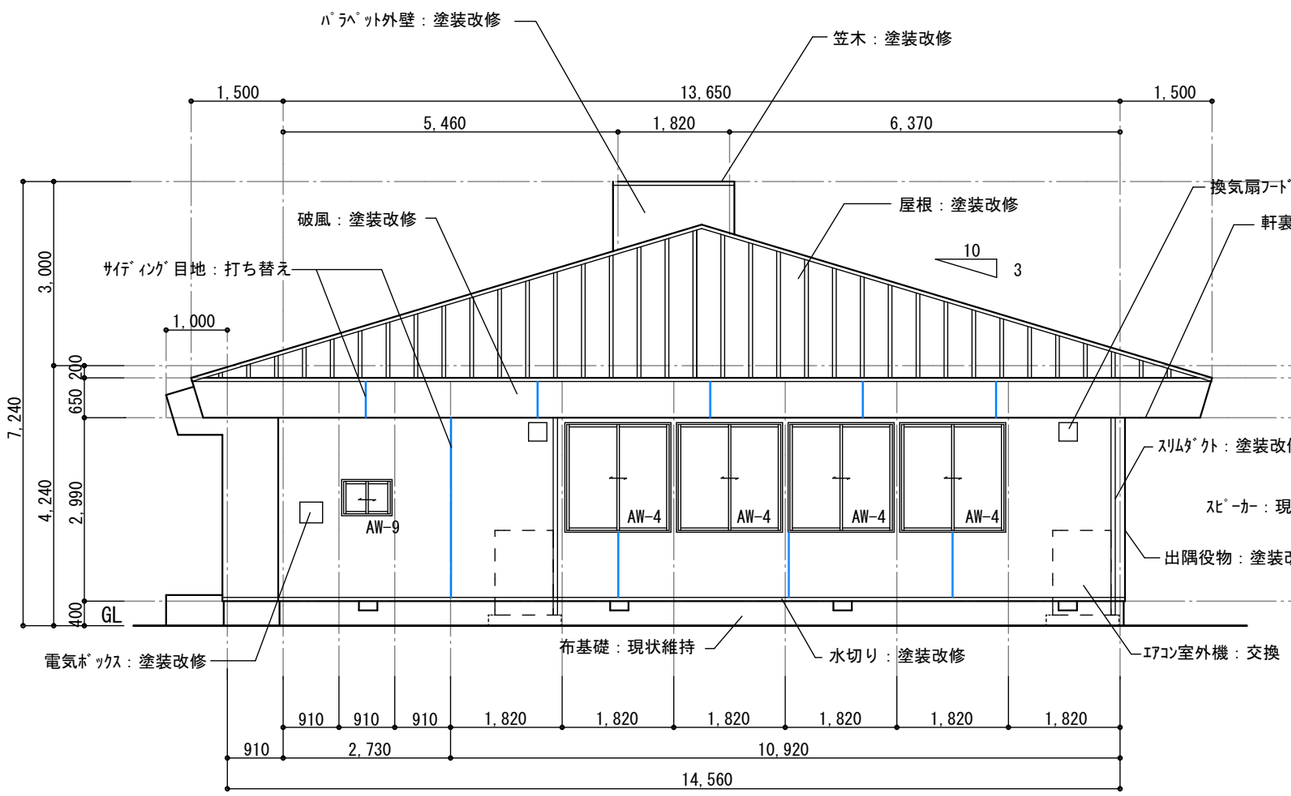

西側立面図　S=1:100

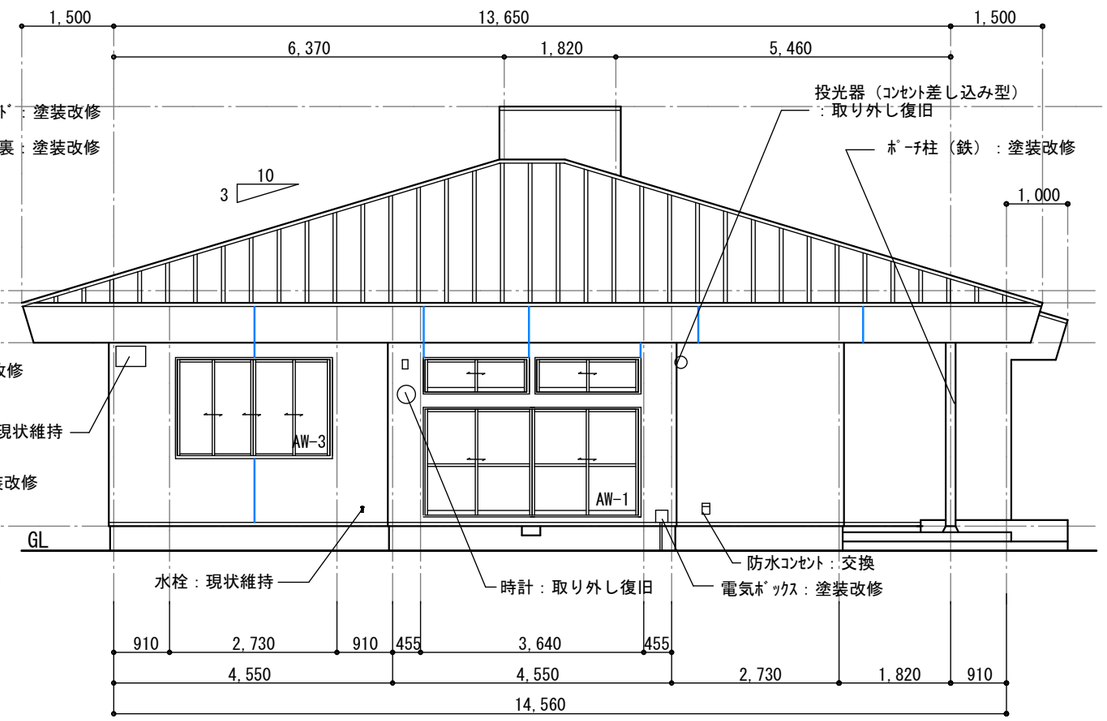

東側立面図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:100	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-08
				更新日付 2021.08.24	図面名称	立面図（1）	No.

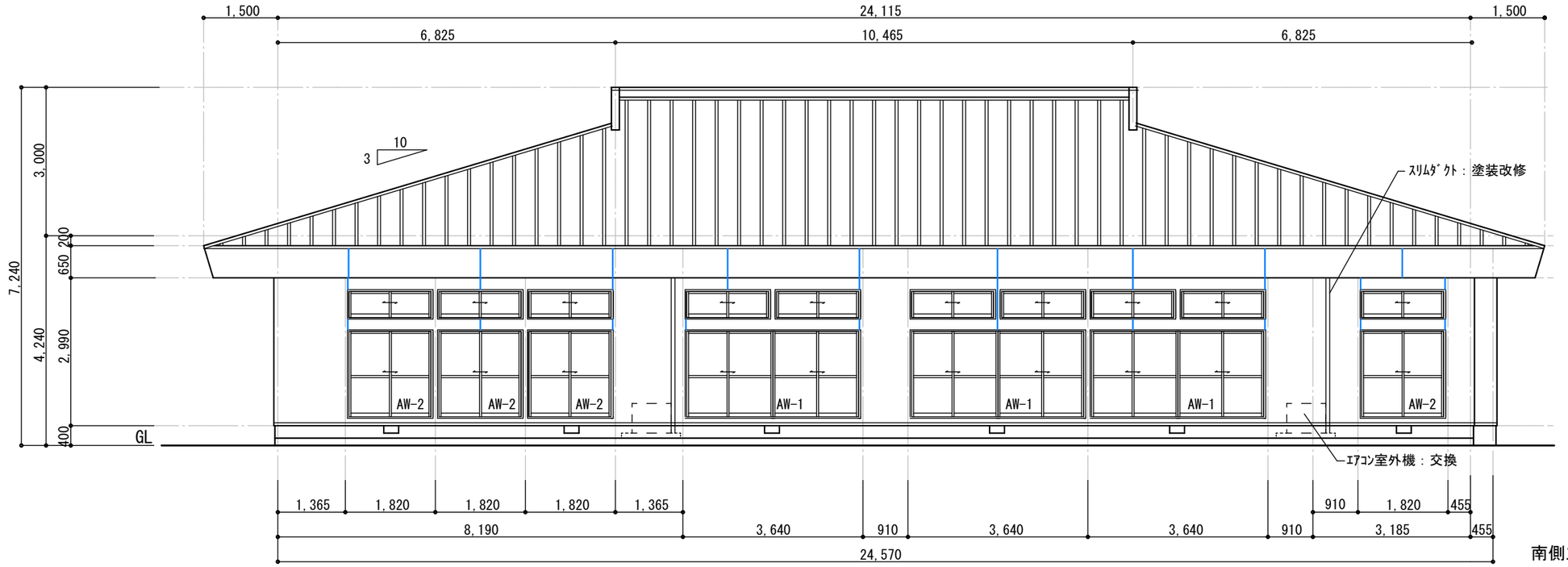

南側立面図　S=1:100

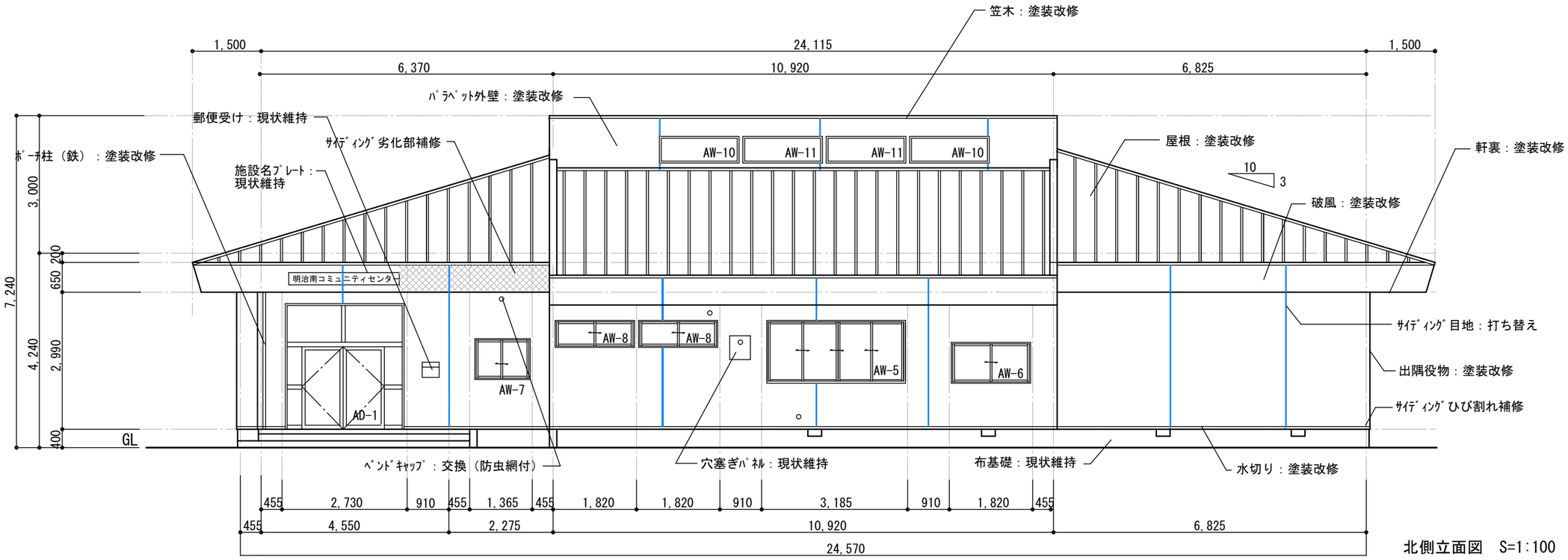

北側立面図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:100 更新日付 2021.08.24	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事 図面名称 立面図（２）	A-09 No.

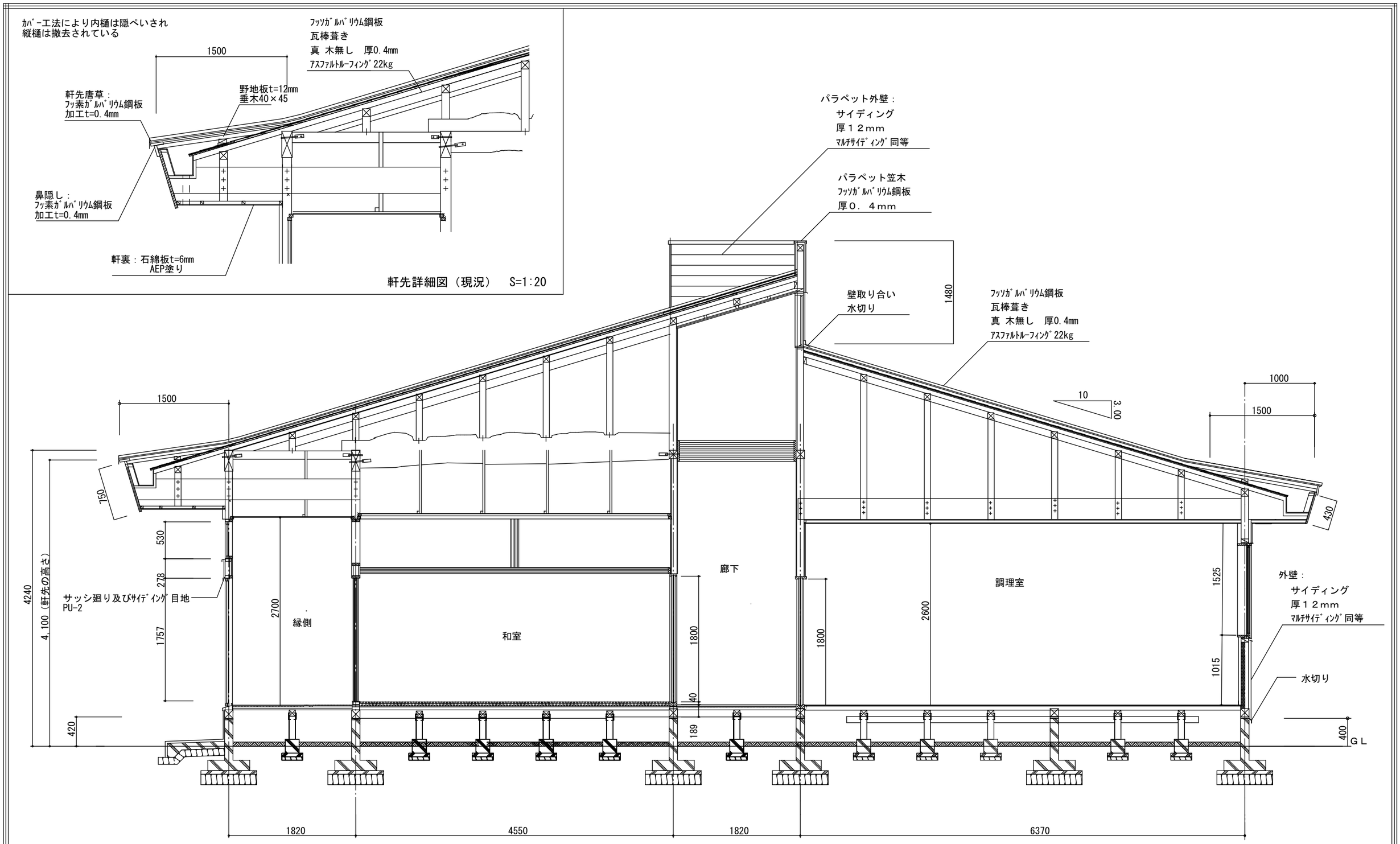

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:50	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-10
				更新日付 2021.08.24	図面名称	矩計図	No.

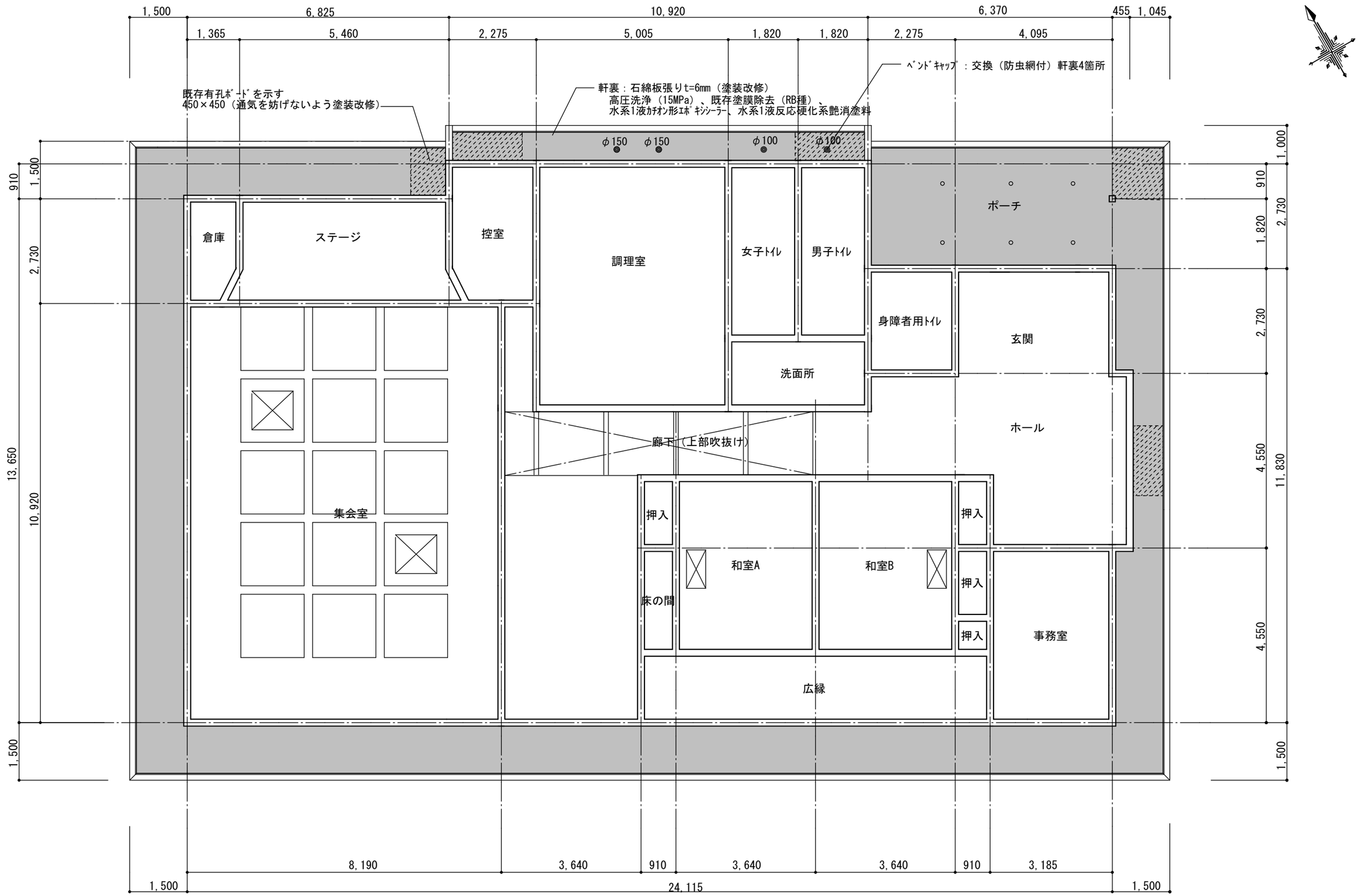

天井伏図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当		縮尺 1:100	工事名称 明治南コミュニティセンター改修工事	A-11
					更新日付 2021.08.24	図面名称 天井伏図	No.

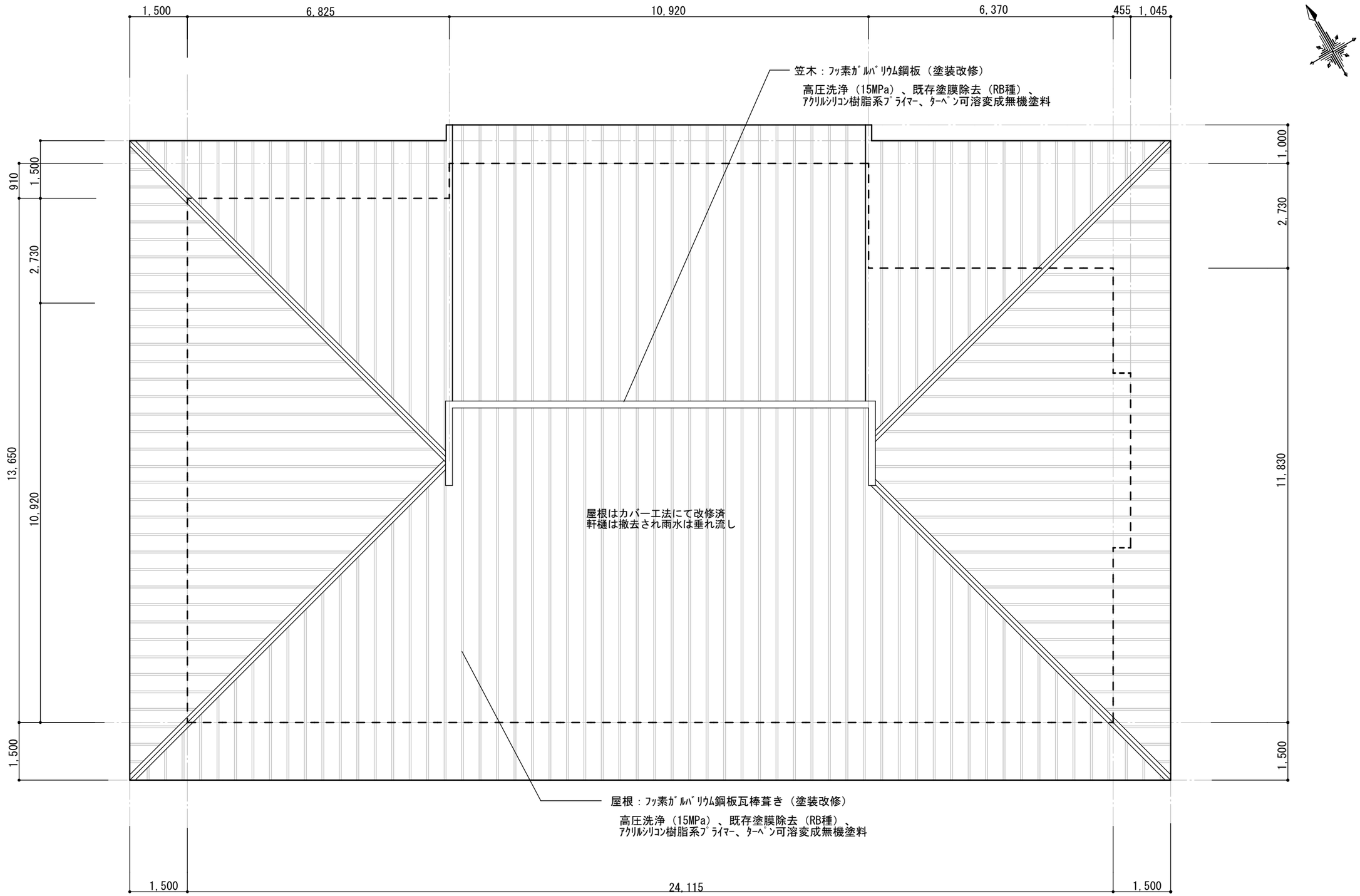

屋根伏図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当		縮尺 1:100 更新日付 2021.08.24	工事名称 明治南コミュニティセンター改修工事 図面名称 屋根伏図	A-12 No.

集会室 内壁補修部展開図 S=1:50

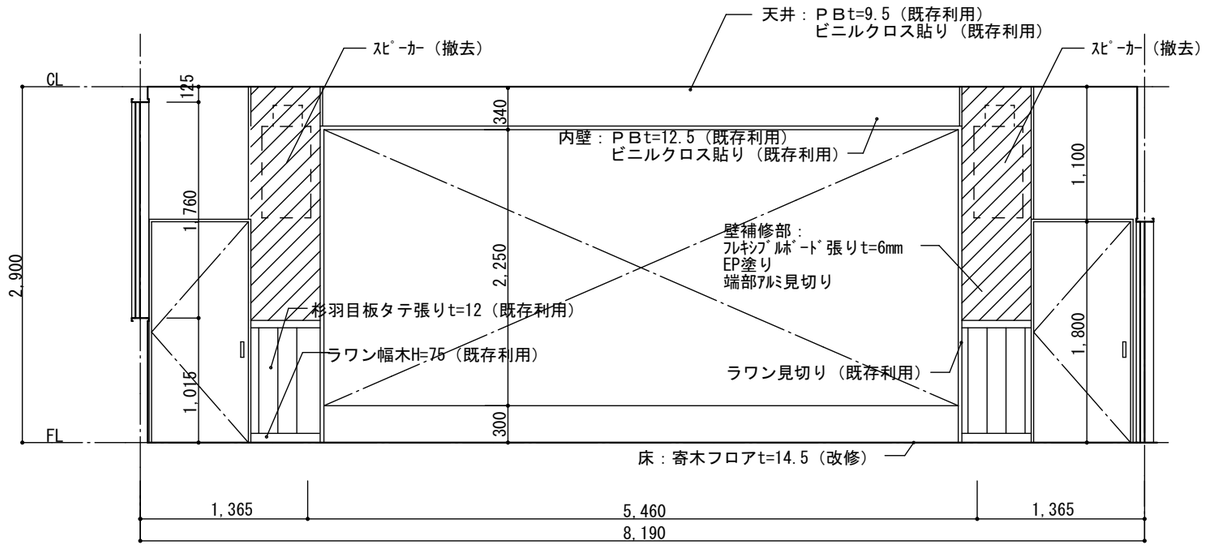

展開図／集会所Ａ　S=1:50

集会室・倉庫（共通）　床断面詳細図 S=1:20

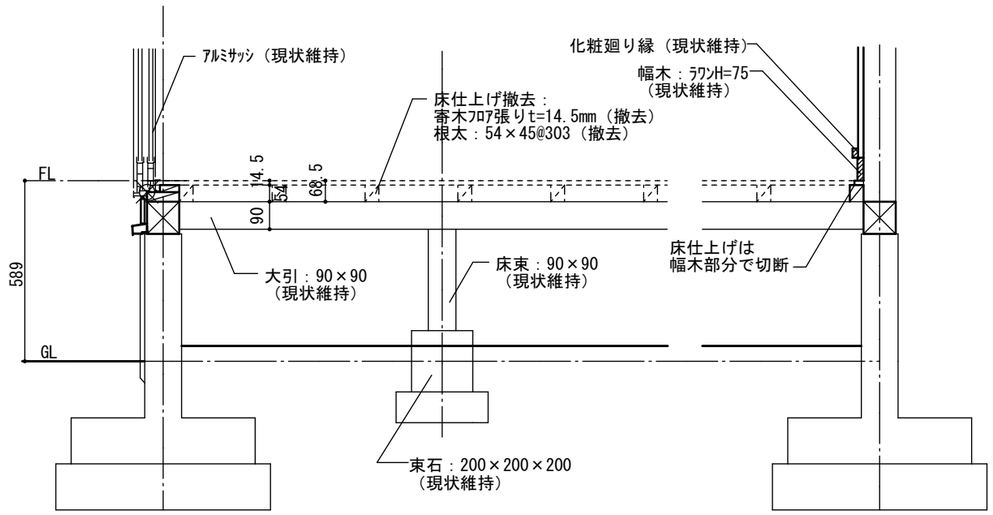

断面詳細図（現況）　S=1:20

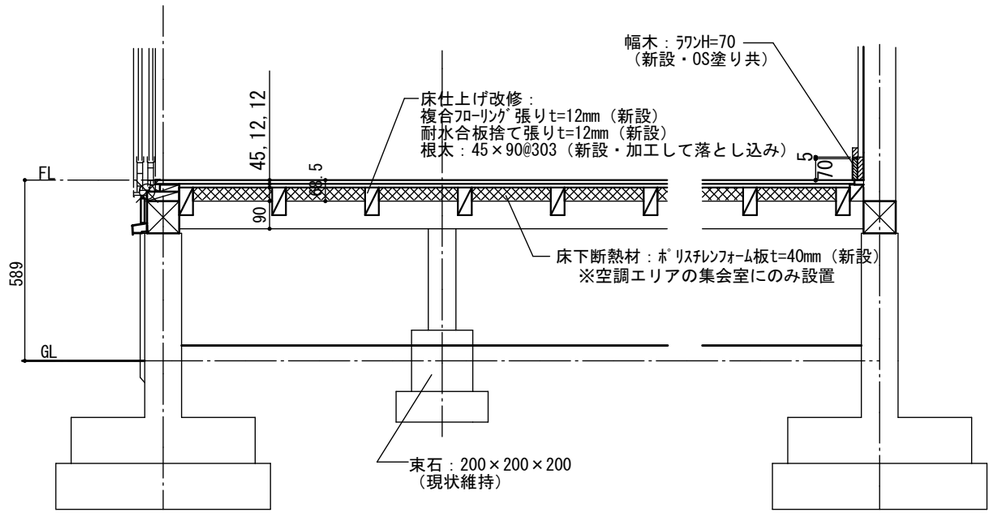

断面詳細図（改修）　S=1:20

床改修範囲の床束、大引、根太については、
防腐・防虫剤を塗布すること。

倉庫の踏み段は現状維持とする

玄関ドア　詳細図 S=1:30

既存両開きﾄﾞｱ（欄間及び袖付き）の隙間風対策改修工事

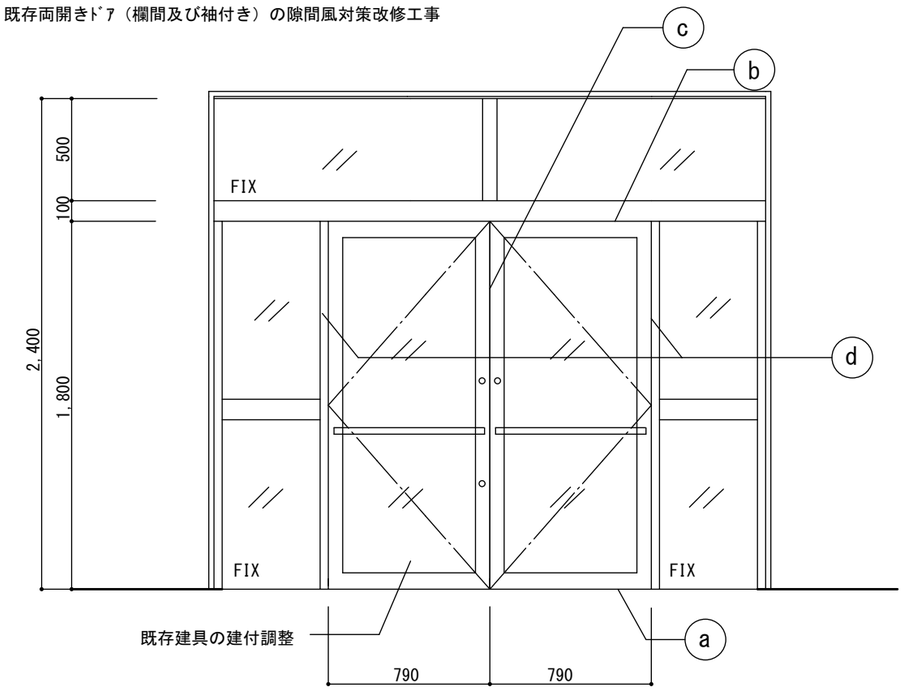

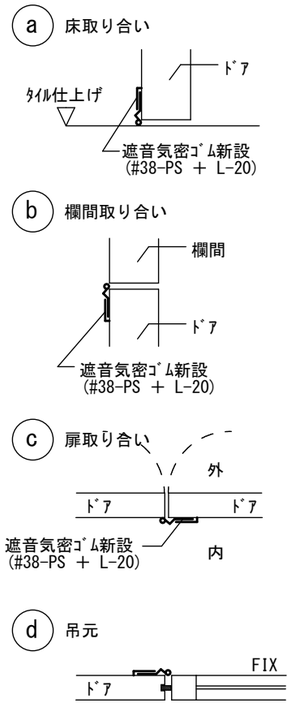

※遮音気密ｺﾞﾑは開閉に支障がない
ようなｸﾘｱﾗﾝｽを考慮して設置する

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:50,30,20	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-13
				更新日付 2021.08.24	図面名称	部分詳細図（１）	No.

雨水浸透槽　詳細図　S=1:20

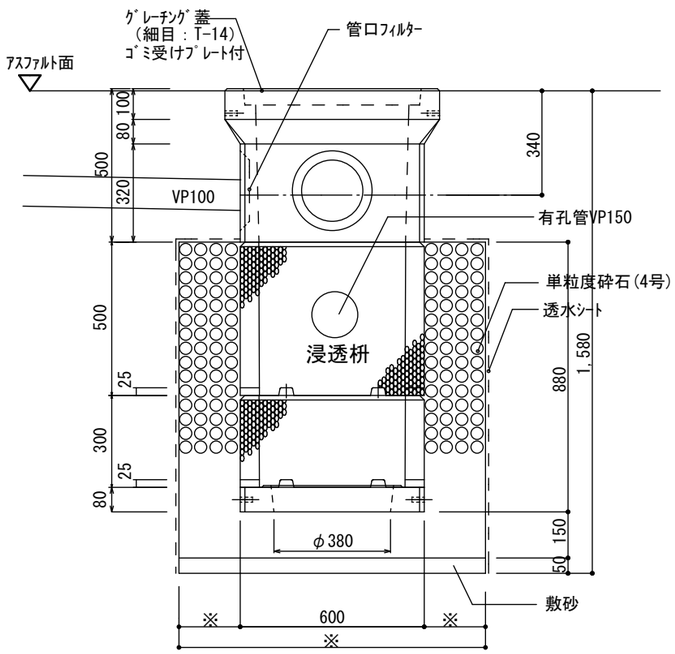

※貯留槽の幅は「乗入部詳細図」を参照

ＯＫ式浸透角桝　５００

平面図（ＯＫＺＫＳ縁塊）

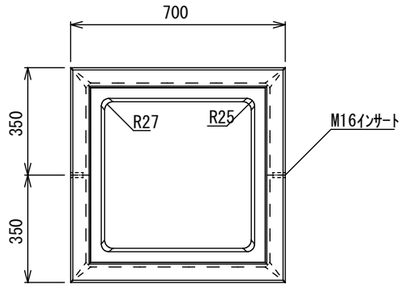

断面図（ＯＫＺＫＳ縁塊）

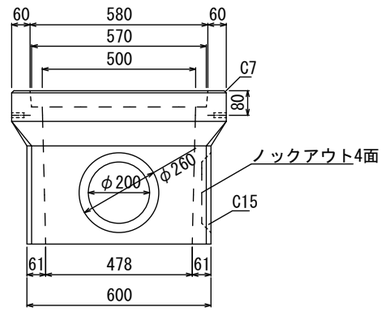

参考重量160kg

平面図（ＯＫＺＫＰﾎﾟｰﾗｽ浸透）

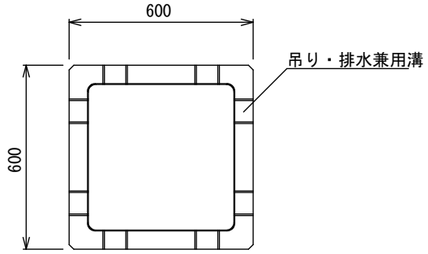

断面図（ＯＫＺＫＰﾎﾟｰﾗｽ浸透）

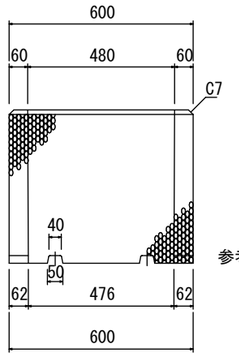

参考重量136kg

ＯＫＤＴ（ゴミ用）

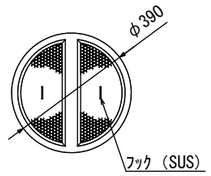

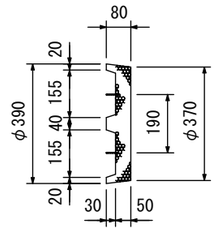

ＯＫＤＴ組合せ図

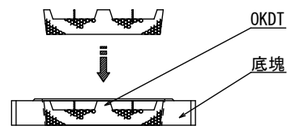

雨水集水桝　詳細図　S=1:20

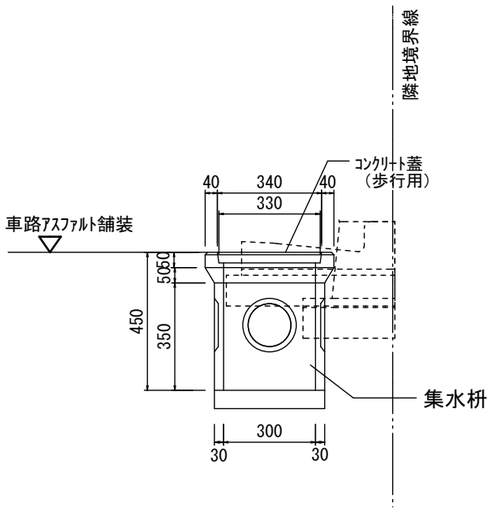

隣地境界部分詳細図　S=1:20

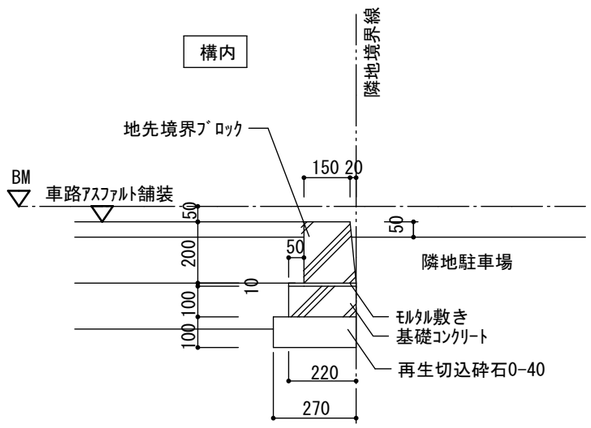

車路ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　詳細図　S=1:10

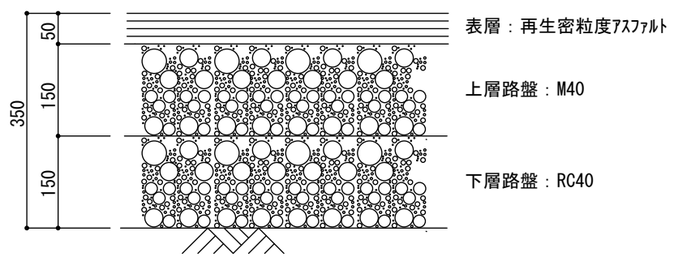

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:10,20	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-14
				更新日付 2021.08.24	図面名称	部分詳細図（２）	No.

乗入部　詳細図（現況）　S=1:50

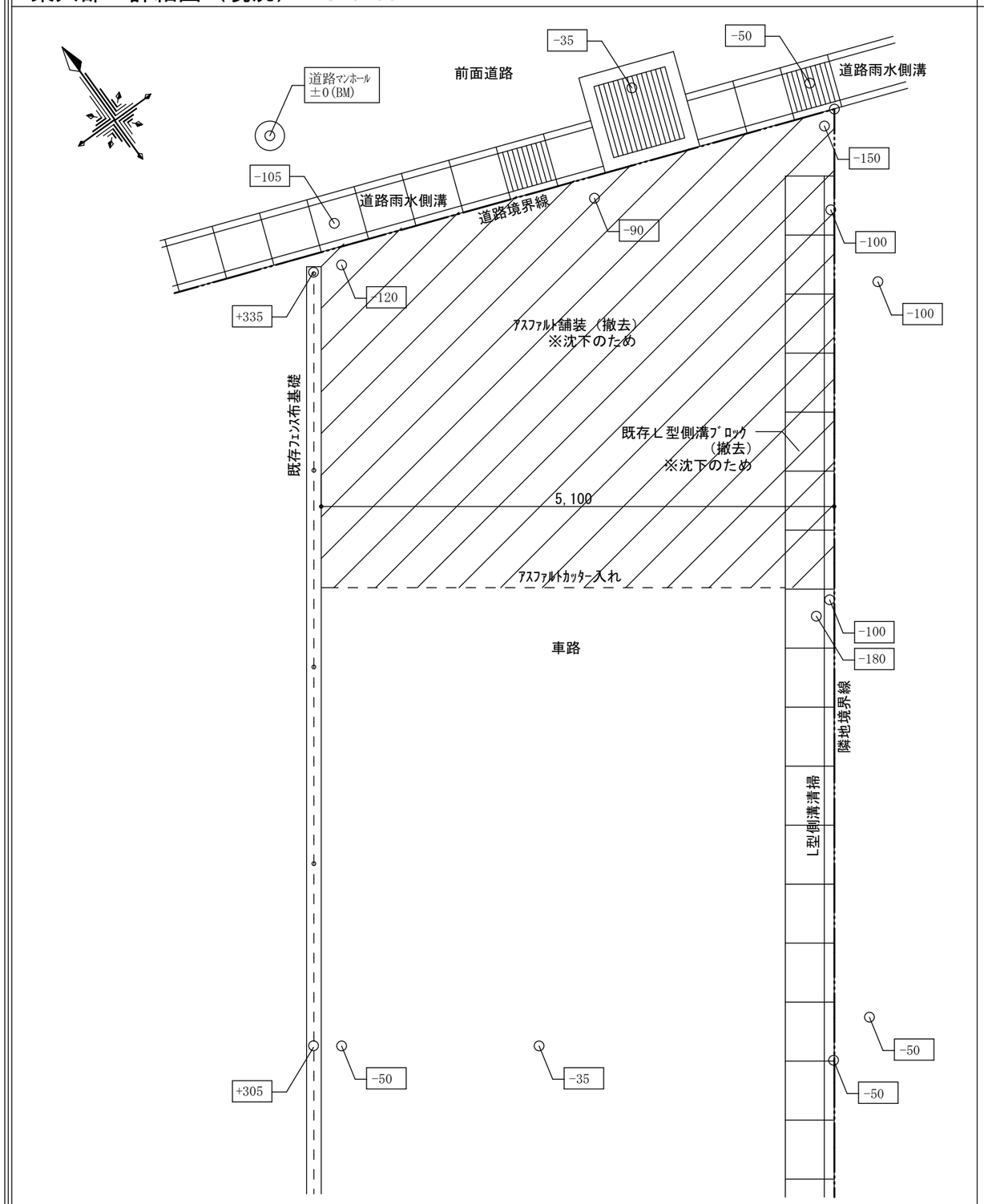

乗入部　詳細図（改修後）　S=1:50

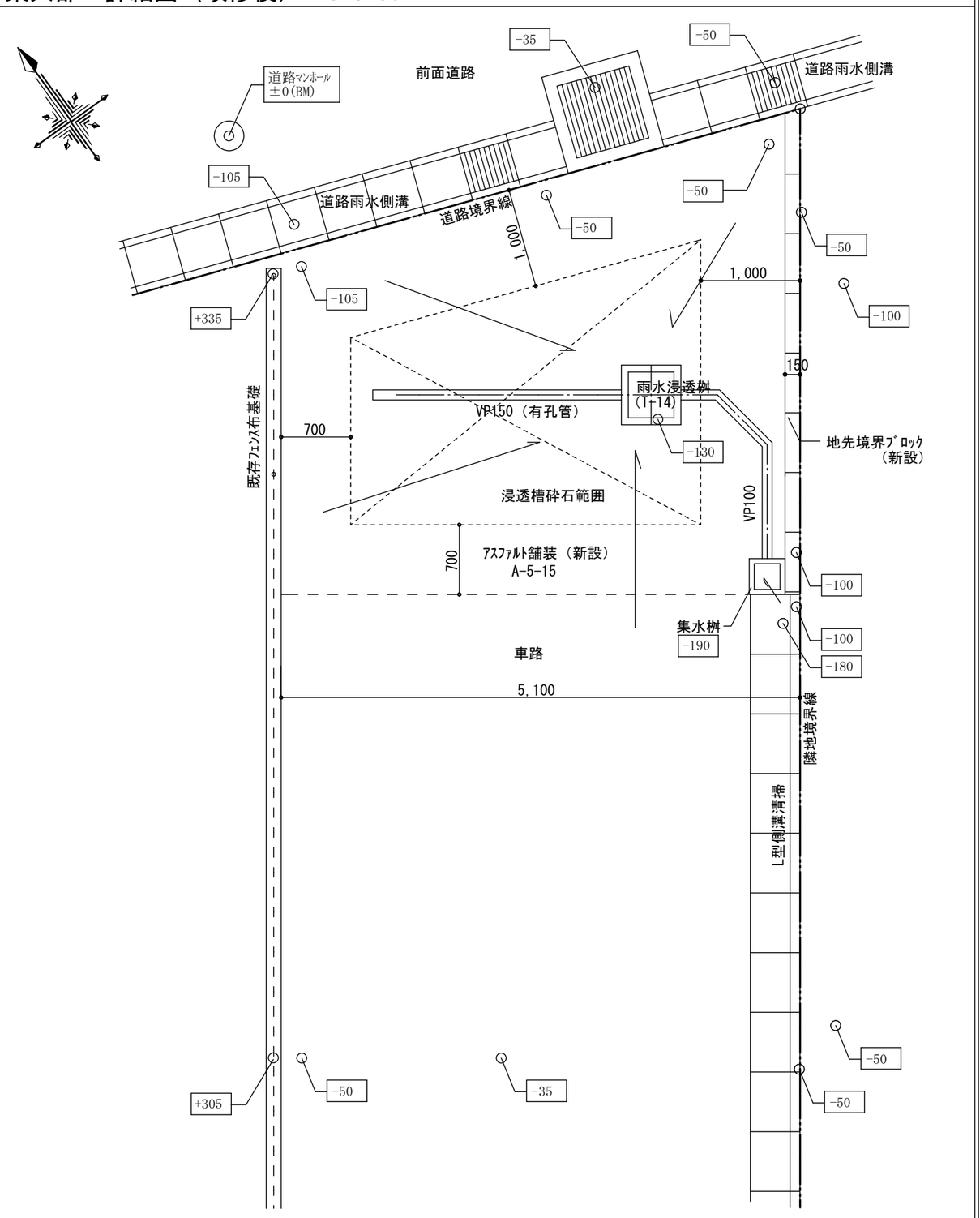

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録　Aト第1379号　一級建築士大臣登録　第104800号　桜井　英男	承認	設計	担当	縮尺 1:50	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-15
				更新日付 2021.08.24	図面名称	乗入部詳細図	No.

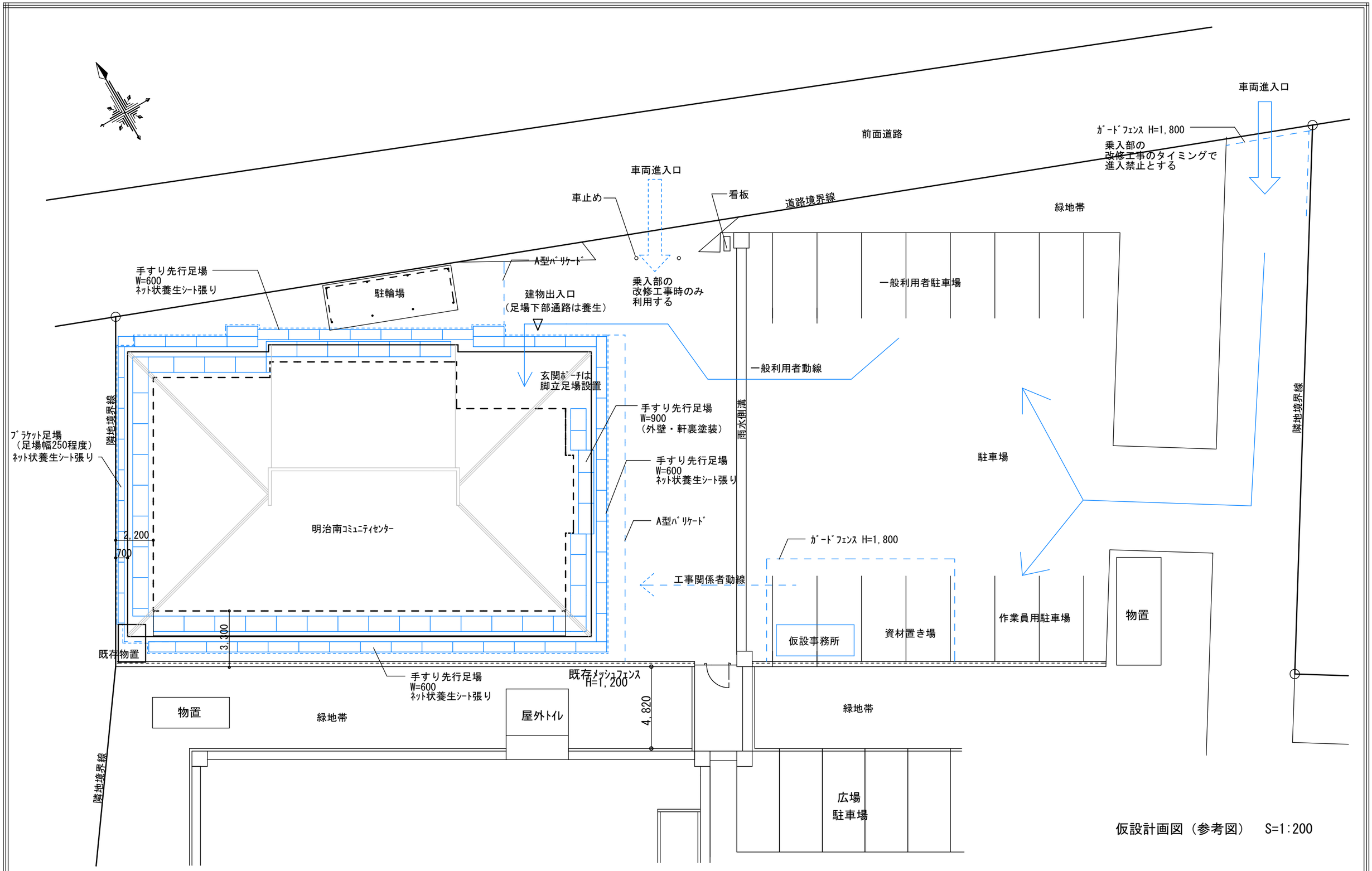

仮設計画図（参考図）　S=1:200

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:200	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	A-16
				更新日付 2021.08.24	図面名称	仮設計画図（参考図）	No.

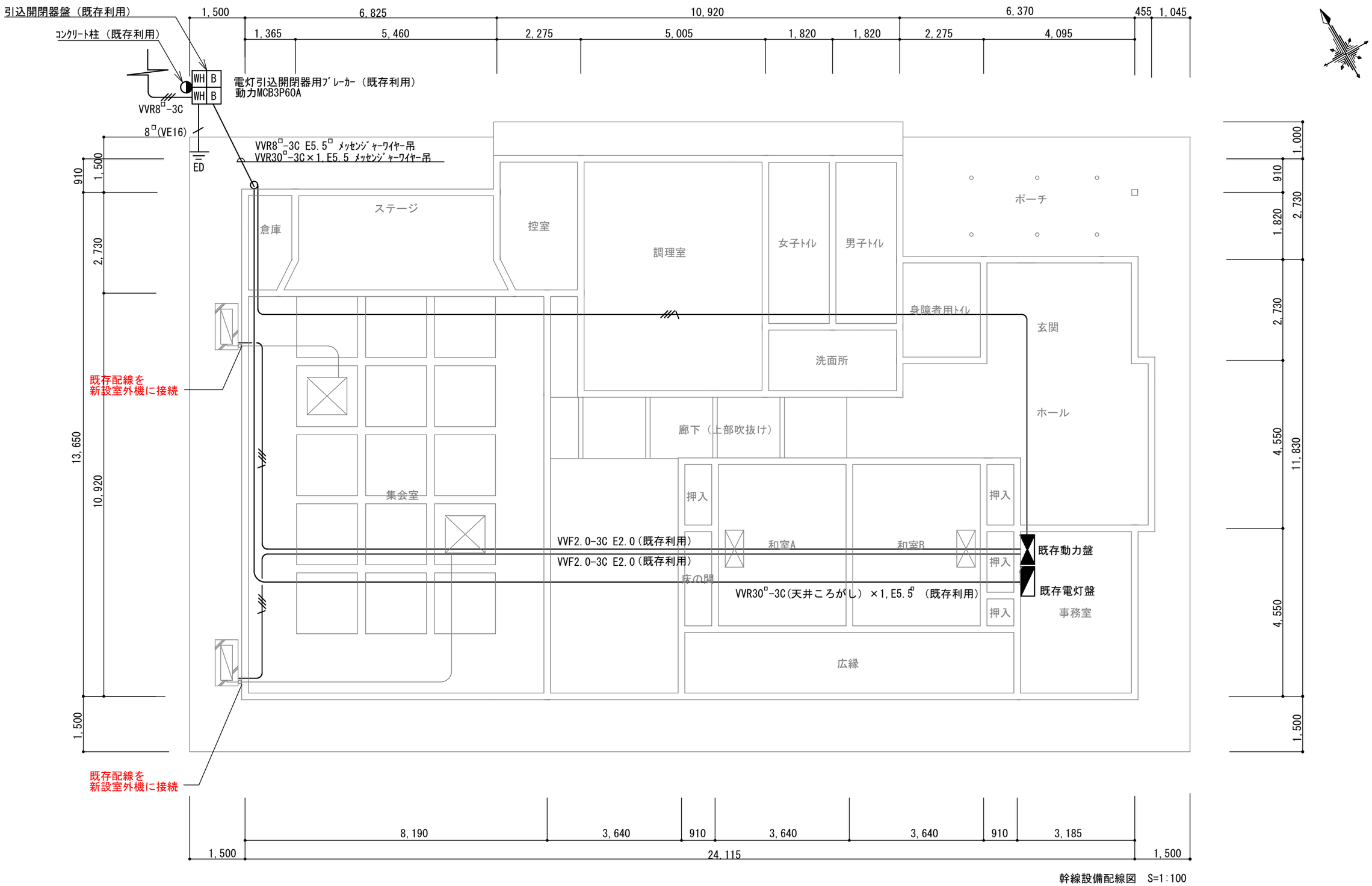

幹線設備配線図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:100	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	E-01
				更新日付 2021.08.24	図面名称	幹線設備配線図	No.

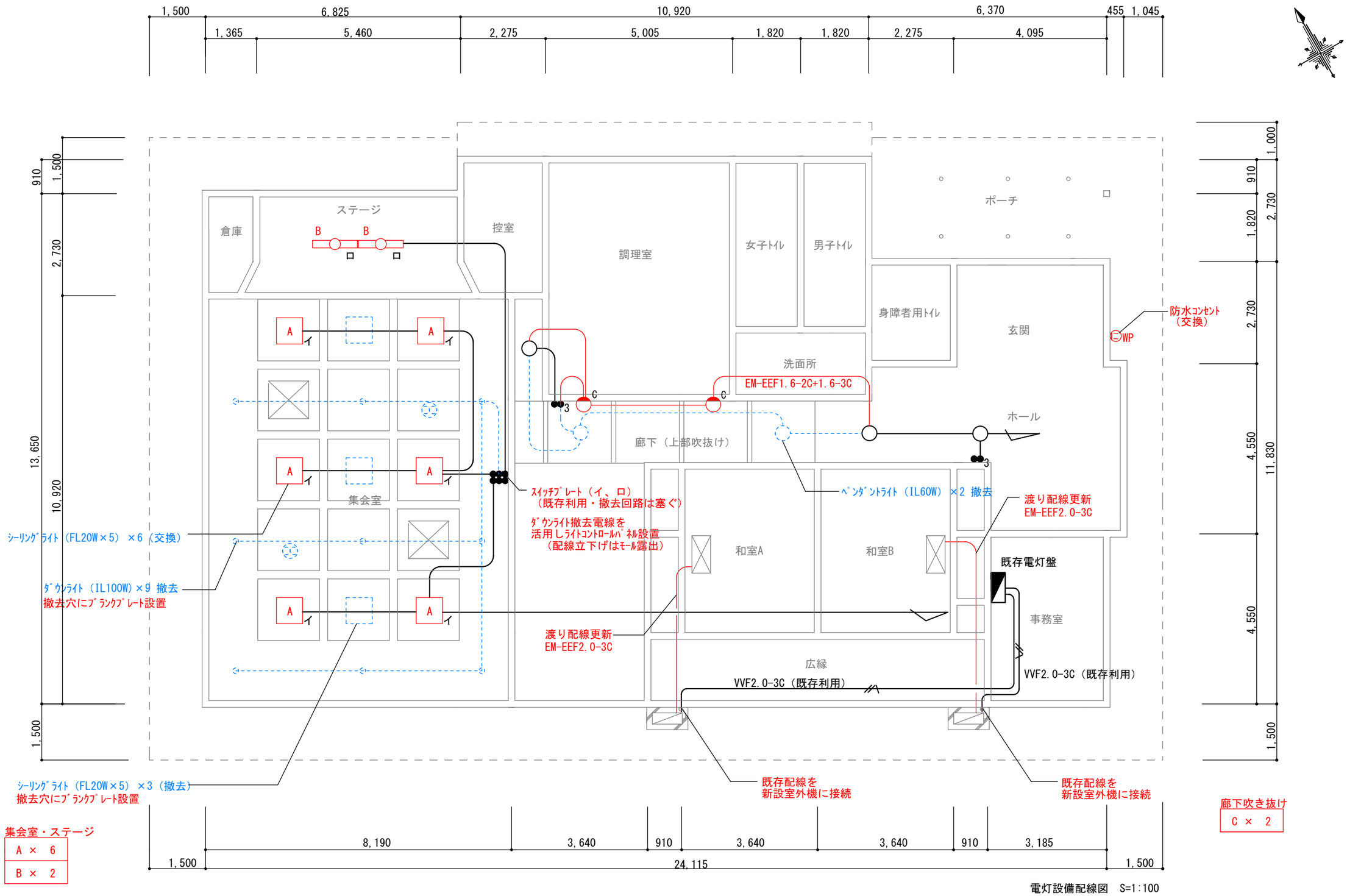

電灯設備配線図　S=1:100

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Aト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承認	設計	担当	縮尺 1:100 更新日付 2021.08.24	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	E-02
					図面名称	電灯設備配線図	No.

A	集会室	６台

ＬＥＤスクエアベースライト　直付・埋込兼用型　下面開放型　□７２０

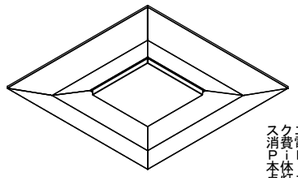

スクエア光源タイプ、一般光源ユニット、９０００ｌｍタイプ
消費電力５６．３W、電圧１００～２４２Ｖ
ＰｉＰｉｔ調光タイプ（約１０～１００%）
本体：鋼板（高反射白色粉体塗装）、枠：鋼板（高反射白色粉体塗装）
点灯ユニット（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率８５%）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３

パナソニック　直付ＸＬＸ１９１ＤＥＮＪＲＺ９

B	ステージ	２台

ｉＤシリーズ直付型４０形　Ｄスタイル　Ｗ２３０　単体

ＰｉＰｉｔ調光、一般タイプ、６９００ｌｍタイプ
消費電力４３．５W、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ
通信周波数　９２０ＭＨｚ帯、約５～１００%連続調光型
本体：鋼板（白色粉体塗装）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率８５%）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３、電源装置はライトバー側に内蔵

パナソニック　直付ＸＬＸ４６９ＤＥＮＲＺ９

C	廊下吹き抜け	２台

ＬＥＤブラケット　２５形電球１灯器具相当

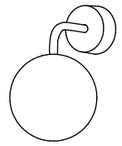

電球色（２７００Ｋ）、高演色Ｒａ９０
器具光束３６９ｌｍ、消費電力５W、電圧１００Ｖ
壁直付型
（ホワイトつや消し仕上）
カバー：アクリル（乳白つや消し）
Ｗ＝１４８　Ｈ＝２３４　出しろ２０２

パナソニック　ＬＧＢ８１５３１ＷＦ

D	外灯用ﾎﾟｰﾙ	９台

ＬＥＤ防犯灯　蛍光灯ＦＬ２０形相当

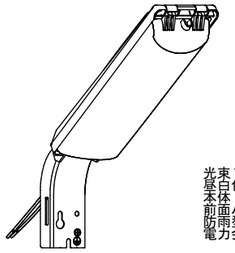

光束７３０ｌｍ、消費電力６．３W、電圧１００Ｖ
昼白色、５５００Ｋ、Ｒａ８０、光源寿命６万時間（光束維持率８０%）
本体：ＡＳＡ樹脂（クールホワイト）
前面パネル：アクリル
防雨型、明るさセンサ内蔵、優良防犯機器ＲＢＳＳ認定品
電力会社申請入力容量６．５ＶＡ、雷サージ１５ｋＶ、明光色

パナソニック　ＮＮＹ２０３２８ＬＥ１

E	看板上部	２台

ＬＥＤスポットライト　水銀灯４００形相当

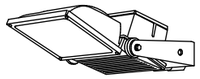

投光器台（XE11BZ）にて固定

タイマー段調光機能付、広角タイプ
光束１１８００ｌｍ、消費電力９８．３W、電圧１００～２４２Ｖ
昼白色、５０００Ｋ、Ｒａ８５、光源寿命６万時間（光束維持率８０%）
本体：アルミダイカスト（ミディアムグレーメタリック）
パネル：ポリカーボネート（透明つや消し）
落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：１５ＫＶ、耐風速６０ｍ／ｓ

パナソニック　ＮＮＹ２４９３７ＬＦ９

参考型番とする

ＰｉＰｉｔライコン
パナソニック　ＮＱ２３１１１

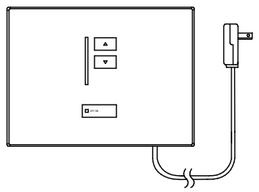

定格電圧：ＡＣ１００Ｖ～２４２Ｖ
適合負荷：当社製デジタル調光ＬＥＤ照明器具（起動方式ＲＺ）

スマート接地防水ダブルコンセント
WK4602SK

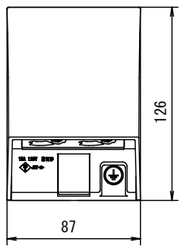

防犯灯用　φ８９ポール

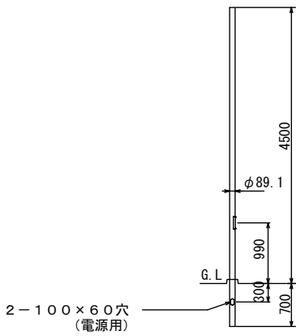

メッキ鋼管：ポリエステル樹脂粉体焼付塗装
（クールホワイト）
耐風速６０ｍ／ｓｅｃ仕様（標準灯具の場合）

パナソニック　ＮＮＹ２８９０１

株式会社 桜井建築設計事務所
栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男

承認	設計	担当		縮尺	工事名称	明治南コミュニティセンター改修工事	E-03
				更新日付 2021.08.24	図面名称	照明器具姿図	No.

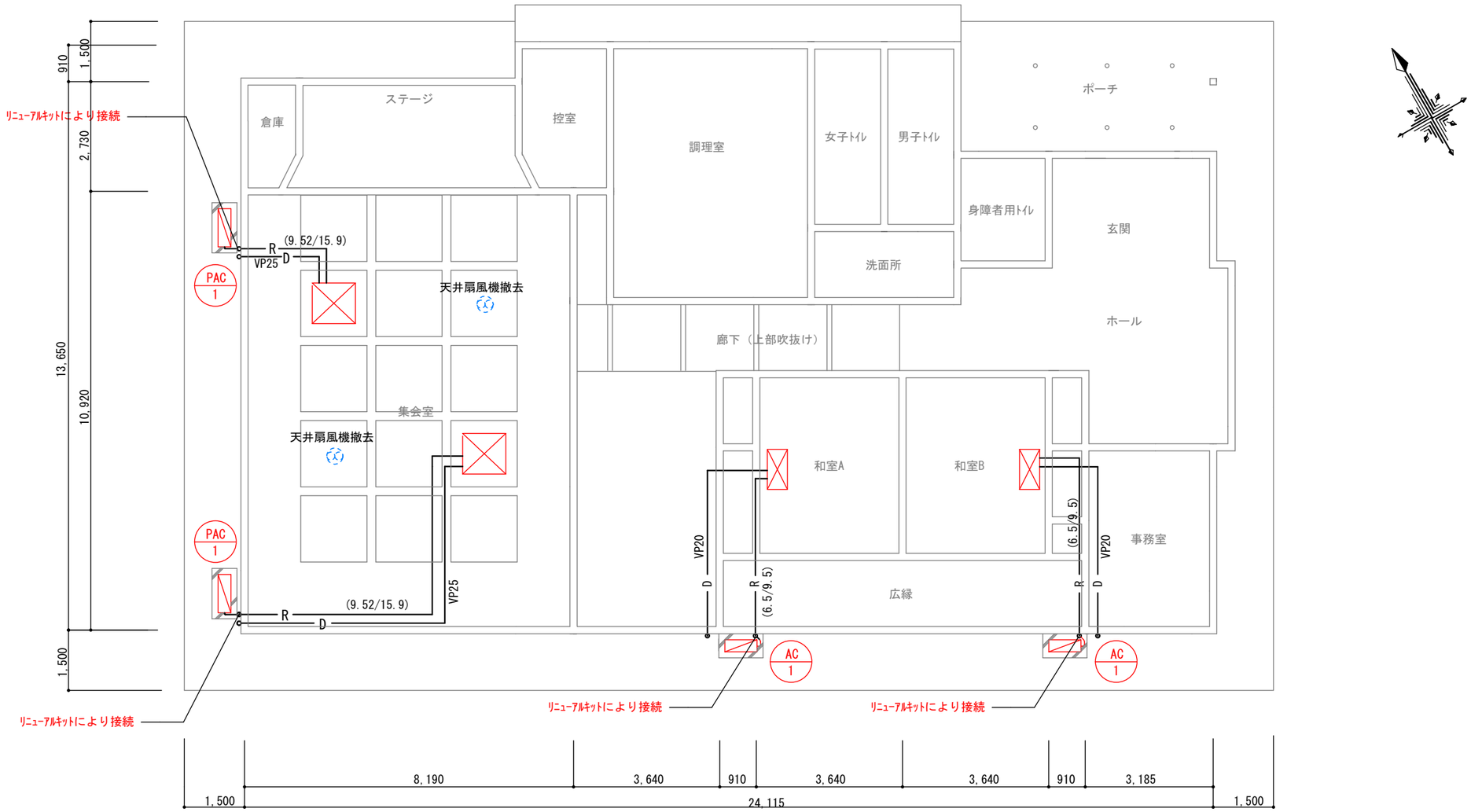

空調設備平面図　S=1:120

空調設備機器表

記　号	機器品名	機器仕様及び機器性能	台　数	騒音値 dB(A)	電気性能 相	電気性能 電 圧	電気性能 圧縮機	電気性能 送風機(KW)	防振装置	基礎工事 工事区分	基礎工事 寸　法	設置場所	参考品番
PAC 1	ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	天井ｶｾｯﾄ形 4方向・ｼﾝｸﾞﾙ・R410A・ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ 暖房能力：　14.0　kW 冷房能力：　12.5　kW 室内機寸法　：　W 950 × D 950 × H 338 m/m 室外機寸法　：　W 950 × D 370 × H1380 m/m	2台	(屋内) 64ｄB (屋外) 69ｄB	3	200V	2.70 kw	(内) (0.094)×1 (外) 0.07×1＋0.07×1	防振ｺﾞﾑ	既存利用		集会室	RCI-GP140RGH3 ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟﾒｶ 防護ネット ﾘﾆｭｰｱﾙｷｯﾄ含む
AC 1	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ	ﾙｰﾑｴｱｺﾝ・ｼﾝｸﾞﾙ・R410A・ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ 暖房能力：　5.6　kW 冷房能力：　4.0　kW 室内機寸法　：　W 998 × D 378 × H 185 m/m 室外機寸法　：　W 792 × D 299 × H 600 m/m	2台	(屋内) 64ｄB (屋外) 62ｄB	1	200V	1.1 kw		防振ｺﾞﾑ	既存利用		和室	RAP-40C2

＜凡例＞
R 冷媒管 既存利用
D ﾄﾞﾚﾝ管 既存利用

＜特記事項＞
既存配管と室内機接続には異径ｿｹｯﾄ使用
既存配管と室外機接続にはﾘﾆｭｰｱﾙｷｯﾄ使用
既存室内機及び室外機撤去　冷媒回収破壊処理含む

株式会社 桜井建築設計事務所 栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男	承 認	設 計	担 当	縮　尺 1:100	工事名称 明治南コミュニティセンター改修工事
				更新日付 2021.08.24	図面名称 空調設備平面図
					No. M-01

厨房設備平面図　S=1:100

調理室平面図（既存）S=1:100

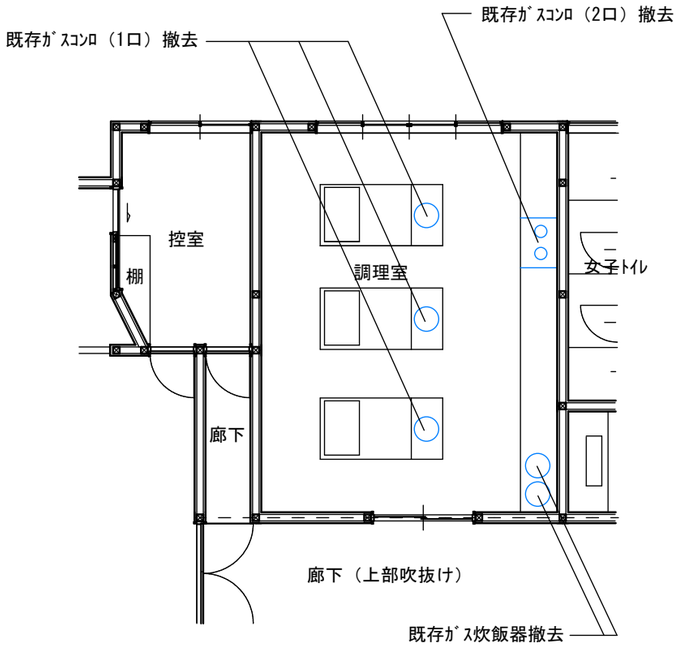

調理室平面図（改修後）S=1:100

※接続用ガス用ｺﾞﾑﾎｰｽも交換

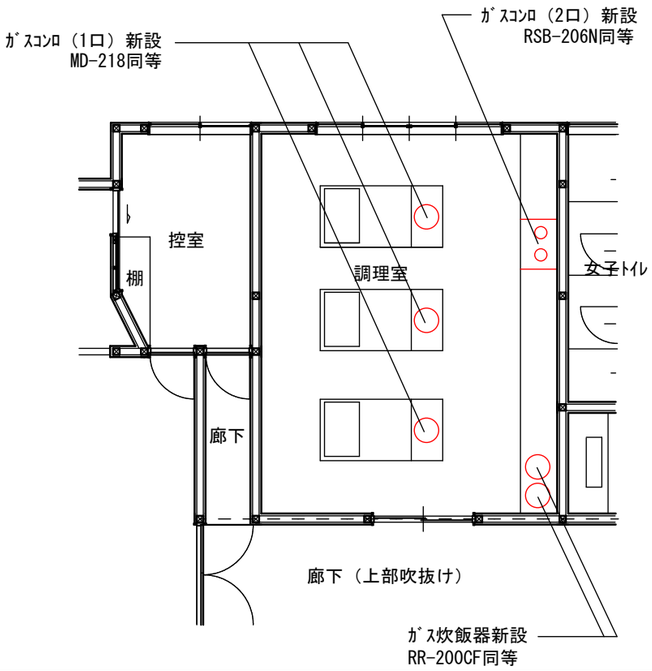

男子ﾄｲﾚ平面詳細図　S=1:30

男子ﾄｲﾚ平面図（既存）S=1:30

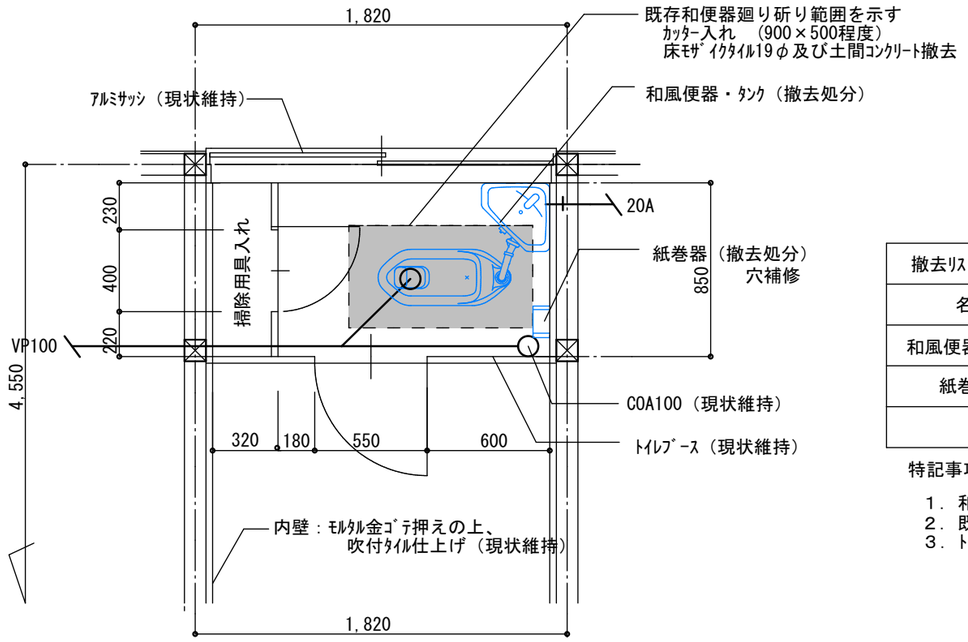

撤去ﾘｽﾄ

名称	男子ﾄｲﾚ	備考
和風便器（ﾀﾝｸ式）	1	
紙巻器	1	

特記事項

1．和風便器廻りの配管類の切断・撤去は全て本工事とする
2．既設土間ｺﾝ取り壊し、発生材処分は本工事とする
3．ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ及び内壁は残存利用のため、破損等に注意すること

男子ﾄｲﾚ平面図（改修）S=1:30

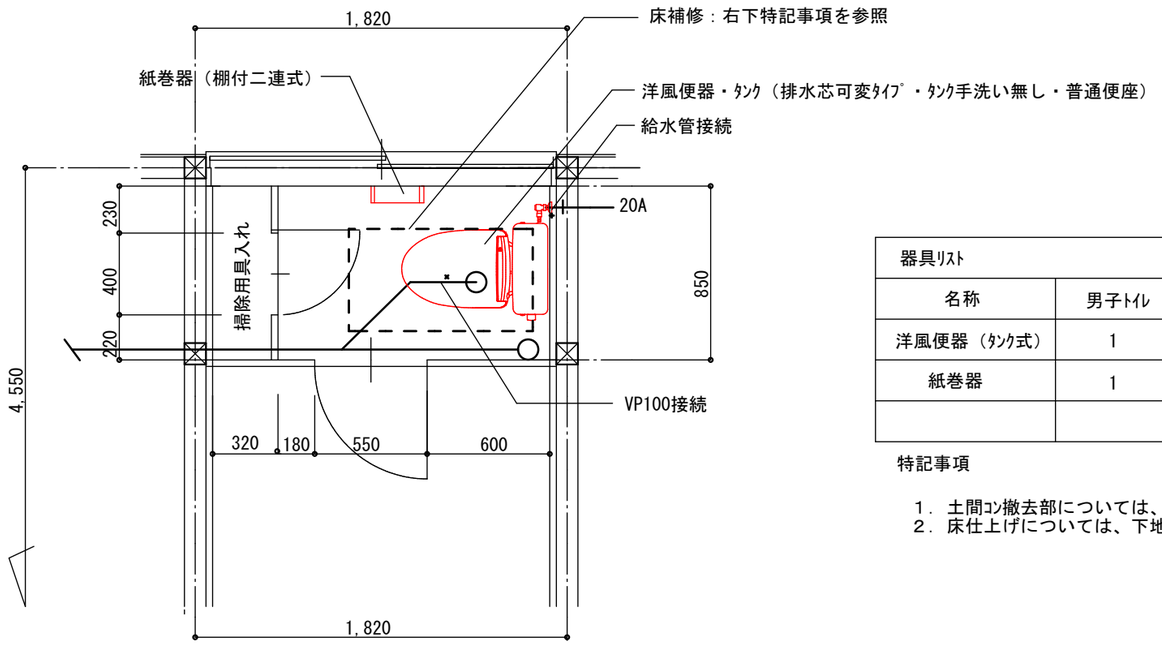

器具ﾘｽﾄ

名称	男子ﾄｲﾚ	参考型番
洋風便器（ﾀﾝｸ式）	1	CS597BMS　SH596BAYR　TC301
紙巻器	1	YH701

特記事項

1．土間ｺﾝ撤去部については、ﾓﾙﾀﾙ充填とする（鉄筋補強はなし）
2．床仕上げについては、下地ﾓﾙﾀﾙの上、25角ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ貼り

株式会社 桜井建築設計事務所
栃木県知事登録 Ａト 第1379号　一級建築士大臣登録 第104800号　桜井 英男

承認	設計	担当	

縮尺 1:100
更新日付 2021.08.24
工事名称 明治南コミュニティセンター改修工事
図面名称 給排水衛生設備・厨房設備平面図
No. M-02